

平成30年度第6回御船町議会定例会（9月会議） 議事日程（第2号）

平成30年9月18日

午前10時00分開会

1 議事日程

第1 一般質問

3番 岩永 宏介 君

6番 田上 忍 君

第2 報告第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第3 報告第7号 専決処分の報告について

第4 報告第8号 専決処分の報告について

第5 認定第1号 平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算について

2 出席議員は次のとおりである（14人）

1番 清水 聖 君 2番 森田 優二 君

3番 岩永 宏介 君 4番 中城 峯雄 君

5番 福永 啓 君 6番 田上 忍 君

7番 藤川 博和 君 8番 池田 浩二 君

9番 塚本 勝紀 君 10番 田中 隆敏 君

11番 沖 徹信 君 12番 井本 昭光 君

13番 岩田 重成 君 14番 田端 幸治 君

3 欠席議員

なし

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 藤木 正幸 君 副 町 長 本田 安洋 君

教 育 長	本 田 惠 典 君	総 務 課 長	吉 本 敏 治 君
企 画 財 政 課 長	坂 本 幸 喜 君	税 務 課 長	上 村 欣 也 君
町 民 保 険 課 長	宮 崎 尚 文 君	こ ども 未 来 課 長	田 中 智 徳 君
福 祉 課 長	西 橋 静 香 君	健 康 づ くり 支 援 課 長	本 田 太 志 君
農 業 振 興 課 長	藤 野 浩 之 君	商 工 観 光 課 長	作 田 豊 明 君
建 設 課 長	野 口 壮 一 君	学 校 教 育 課 長	坂 本 朋 子 君
社 会 教 育 課 長	宮 川 一 幸 君	環 境 保 全 課 長	緒 方 良 成 君
会 計 管 理 者	福 田 敏 江 君	監 査 委 員	山 下 誠 雄 君

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開 会

○議長（田端幸治君） 本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（田端幸治君） 日程第1、「一般質問」を行います。

順番に発言を許します。

○3番（岩永宏介君） 鳥獣被害対策について、本日通告した内容で質問を行いたいと思えます。

鳥獣被害はどうにかならんでしょうか。イノシシが、周りがメッシュ金網の下からかいくぐって侵入し、一晩のうちにカライモが食い荒らされてしまったと。また別の農家は、収穫寸前のゴーヤがイノシシにやられたと。商品として出荷できないと力を落とされました。今申し上げた1人の方は、被害に遭った畑をぐるっとフェンスで囲い込んで野菜を栽培してこられた。その矢先での被害でした。それも電気柵よりも効果が大きいと考えて、あえて補助の対象である電柵ではなくて、補助に頼らず自費で日にちをかけてワイヤーフェンスを設置されていました。その中での被害でした。

別なもう一方の農家は、毎年形がよくておいしい自慢のゴーヤをたくさん栽培されて、市場へ出荷されています。その方が被害に遭い落胆しながらも、イノシシをくくりわなで捕獲したいと考えておられます。「鳥獣被害、どうにかならんとでしようか」と、農家からの沈痛な面持ちで相談があったことが、私が本日一般質問しようと考えた直接的な動機

です。

以上述べた鳥獣被害の具体例は、ほんの氷山の一角であり、読んだ本の中に生息数の急増と生息域の拡大によって各地で被害が発生しており、これは中山間地域の問題にとどまらないと思います。

鳥獣被害対策は農家の耕作意欲をそぎ、ひいては耕作放棄地の増加につながる大問題。そういう認識の中で、本町における鳥獣被害対策について質問を行いたいと思います。

個別な質問については、質問席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○町長（藤木正幸君） 岩永議員の御質問にお答えいたします。

今回御質問がありました鳥獣被害対策についてお答えいたします。

本町の農業は、米、麦、施設園芸を中心とする平坦地域農業と米、露地野菜を中心とした中山間農業からなっています。特に中山間地域では、地域の特性を生かした米や露地野菜などの高付加価値化の努力が行われています。御船町の総面積9,903ヘクタールのうち、農林地域が約70%を占めており、従来から鳥獣による農林水産物の被害に悩まされてきました。特に中山間地域においては、議員御指摘のとおり、近年鳥獣被害の深刻化及び広域化が進んでいます。

鳥獣被害が深刻化している要因としては、鳥獣育成域の拡大、狩猟者の減少、高齢化また中山間地域において耕作放棄地の増加や過疎化、高齢化等に伴う人間活動の低下などが複合的に関係すると思われまます。これまで町においてもさまざまな被害防止対策を講じているものの、被害は広範囲にわたっている現状にあります。

さらに鳥獣被害は営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらし、被害額として数字に表れる以上に中山間地域に深刻な影響を与えています。町では、鳥獣による農林水産業等に係る災害防止の特別措置に関する法律に基づき、平成28年度に御船・山都鳥獣被害広域防止計画を作成し、その計画に基づき被害防止対策に取り組んできました。

具体的な取り組みとしては、鳥獣被害対策自治体による鳥獣の保護活動警備の直接支援を行ってきました。また被害防除として、進入防止柵設置の支援を行い、農林家の経費負担の軽減を図ってきました。ソフト面の対策としては、鳥獣免許取得者への助成を行い、新規狩猟登録者の増加を図ってきました。また、国の補助事業に該当しない箇所につきましては、町単独事業として、御船町有害鳥獣被害保護地電柵施設事業補助金交付要綱により電柵設置の支援をしてきました。

今後も継続してこれらの被害防止対策事業に取り組むと同時に、これまで広範囲に設置した電気柵の管理の徹底や保守を行い、電気柵の効果を発揮させるよう、必要があるものはやっていきたいと考えております。

また、地域の実情に合わせ、進入防止策と機能向上の支援も併せて検討していきたいと思っております。

なお、被害防止対策等実施については、地域ぐるみの被害防止策等活動が重要であり、鳥獣の生育状況や被害状況等の情報の共有化や、農地や集落の環境の見直しも必要と考えております。町としましても、熊本県をはじめ関係機関と連携し、鳥獣被害防止対策に従事される方の育成や専門家による研修会等の開催や、先進地の事例等も参考にし、継続して鳥獣被害防止対策に取り組んでいきたいと考えております。

その他、詳細については担当課長より答弁させます。

○3番（岩永宏介君） そうしましたら、まず初めに、1番としまして、これまでの鳥獣被害状況について、とりわけその中でも、本町における農林業に関する被害について、わかりましたら年度別、あるいは鳥獣別、作柄といいますか作物別の被害の概要について、お答えをいただきたいと思えます。

○農業振興課長（藤野浩之君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、御船町における被害状況ということでございます。まず、作物から、全体的でするので報告いたします。まず、イノシシにおきましては、主なものとして、水稻、くり、たけのこ、また野菜等があります。それと、ニホンジカの被害ですけれども、これは森林被害が主なもので、特にヒノキあたりの皮をはいでいくという、そういった被害等が出ております。それと御船町においては、ニホンザルの被害も確認をされております。ニホンザルにつきましては、露地野菜等が中心となっております。

それでは、平成25年度からの被害状況と被害額等についてお答えいたします。被害面積としては、報告があった部分、被害額の報告があった部分ということで、なかなか全容を把握するのが難しいもので、うちが報告している分について答弁いたします。

まず、平成25年度ですけれども、サル、イノシシ、シカとあります。その中で、サルについては、25年度は被害面積が9.9ヘクタールぐらいです。被害額として99万円ほどの被害報告がっております。またイノシシとしましては、面積は把握ができておりませんが、被害量として6,068キログラムで、約6トンぐらいの作物の被害が出ております。シ

カについては、平成25年度は報告が上がっておりません。それで、25年度の被害額の合計としましては、被害面積が大体9.9ヘクタール、被害額で706万7,000円というのが平成25年度の被害報告があると。

平成26年度につきましては、サルの被害が大体97万4,000円で、イノシシが960万円の被害、シカは26年度も報告は上がっておりません。合計しまして、被害量としまして大体9.6トン、被害面積で974アールということで、9.7ヘクタールの被害面積です。被害額としては1,057万4,000円の被害報告額となっております。

平成27年度につきましては、サルの被害が大体81万2,000円、イノシシが1,750万4,000円、シカは報告が上がっておりません。合計で、被害面積として812アール、8.12ヘクタール、被害量として17.5トン、合計の被害額は1,831万6,000円となっております。

平成28年度につきましては、サルの被害は報告が上がっておりません。イノシシのみですけれども803万8,000円の被害報告となっております。

平成29年度ですけれども、29年度につきましては、これもイノシシとシカの報告が上がっております。イノシシで894万3,000円、シカで10ヘクタールで340万円ということで、1,200万円程度の29年度における被害報告です。

○3番（岩永宏介君） 今、これは被害額等というのは、もちろんこれは推移ですけれども、報告のあった分ということで、全体はわからないということでしたけれども、当然そんなふうになるだろうと思います。例えば、報告があった部分について、イノシシが、この数でいきますと、平成25年度から29年度にかけて、被害金額は606万円、それから26年度が960万円、その次が1,750万円、これは非常に増えていますね。これは、またここで平成28年度は803万円と減っておりますけれども、そしてその次が、平成29年度が894万円ということで、報告があった分という形でこういう値に出てくるのかなとは思いますが。

全体の被害の額としては、一番多かった年は、報告があった分では平成27年度、2,000万円近く増えているですね。そういう相当な被害があっているということですが、なかなか全体の被害はわかりませんが、そういう被害があっているということで、お尋ねしたいと思います。

被害の発生状況について、地域あるいは地区、そのあたりで違いがございますか。どこは特にイノシシの被害が多いとか、サルが多いとか、シカが多いとか、そういう特徴が見られますか、いかがでしょうか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

特に、一番被害の大きいイノシシですけれども、イノシシについては、それまで中山間地域が主な、御船町全域の中山間地域が被害を受けておりました。最近におきましては、平坦地域、木倉、高木、豊秋、滝尾、そのあたりも被害が出ているということで、電気柵の設置あたりも平坦地域においてはなされているところです。

それと、シカについては、これは中山間中心で、森林の被害ということで、こちらも被害が出ております。

それと、サルにつきましては、特に水越地域において被害が集中したということで、平成25、26、27年あたりについては、特に露地野菜の被害が多かったという事です。

○3番（岩永宏介君） 非常に特徴的なのが、水越地区あたりでのニホンザルかなど。そのあたりを、私自身はよくわかりませんでしたので、そのあたりは非常に印象に残ったわけですけれども。

それから、近年の被害の傾向としては、今も具体的におっしゃいましたけれども、そういう中山間地の問題、イノシシの出没は中山間地の問題であったのが、だんだん平坦部に来て、電柵の設置面積も増えてきたという傾向でとらえてよろしいですかね。

ほかに、どういうところが、近年の被害の傾向としてどういうところが挙げられますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

特にイノシシですけれども、生息域の拡大ということで、特に平坦地域での被害の恐れといいますか、そういったことで、農林業被害ということで、平坦地の住家に下りてきて、住家の被害だったり、家庭菜園の被害、それとまた交通事故等を引き起こすようなこと。それと、また人身とか、特に人身被害の報告はあっておりませんが、人身あたりへの影響。それと特に、通学路あたりにイノシシが出てきたといったことで、PTAあたり学校関係者からの報告等もあって、そういう平坦地域においても、特に被害が今後想定されるのかなと思っています。

○3番（岩永宏介君） はい、同感なんですけど、こういう被害が野菜とか農林産物にかかわらず、今おっしゃったような形で、それが通学路に出てきたり、そういう問題が発生して、具体的に『現代農業』という8月増刊号あたりで、基幹地域というので、この問題について増刊号では特集を組んでおりました。それによると、今、一般的には私たちが、耕作放

棄地も増えてくるという思いで考えておるんですが、具体的に和歌山県田辺市というところで、土をイノシシによって堀荒らされて、石垣を壊されて、田んぼの畦あたりを石垣で積んであったんですが、そのあたりで、石垣も壊されて、復旧はなかなか難しく、耕作放棄地も具体的に増えてきたということも書いてありますし、このとおりやっても、イノシシとぶつかって自動車が損傷したと、被害に遭ったとか、そういうケースも多く見聞きするわけです。そのあたりで、この問題は、非常に今から先農産物の被害ばかりではなくて、そういう部分、生活の部分に非常に心配であることとして答えたいと思います。

それで、先ほど町長の答弁あたりも、このあたりは非常に鳥獣被害が、営農意欲の減退、耕作放棄地の増加をもたらし、被害額として数字に表れる以上に中山間地域に深刻な影響を与えているということもありましたけれども、これは非常にこの文言というのがすべてを表しているのかなと思っております。

次の2番の大きな問題、そういう状況の中で、鳥獣被害防止における取り組みと課題、今までの本町における農林業に対する被害に対して、これまで講じてきた被害防止対策についてお尋ねしたいと思います。どういう形で、捕獲体制それから農林地への侵入防止、そういう2つの観点でしょうか、そのあたりで今まで取り組みしたのを、概要の説明をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

御船町における鳥獣被害対策措置としましては、まず国で定めております法律の中で、鳥獣被害防止特措法、この法律は平成19年12月に制定されております。この法律に基づきまして、農林水産大臣が被害防止対策の基本方針を策定しております。それに即しまして、御船町において、市町村が被害防止計画を作成するといったことで、法律で規定されております。

御船町におきましては、これは3年に一度防止計画を作っていくわけですが、最新ですと平成28年度に防止計画を策定しております。これは平成29年から31年度までの計画という形になります。御船・山都鳥獣被害広域防止計画、それに基づいて鳥獣被害のいろんな施策あたりを講じているわけです。

この施策の中で、議員が言われたとおり、まず捕獲と侵入防止ということで、ハード面としては二本立てでやっています。そのほか、狩猟者に対しまして狩猟免許の取得といった形の補助等も行っているところです。この防止計画によりまして、例えば捕獲頭数と

いうことでいきますと、これも5年前からですけれども、平成25年度が、サルとイノシシが359頭、シカ17頭というところで捕獲をしております。26年度につきましてはイノシシ134頭、シカ6頭、27年度はイノシシ306頭、シカ9頭、28年度がイノシシ340頭、シカ25頭、29年度がイノシシ253頭、シカ7頭というところで、これは報償金を支払った頭数というところで、実際はそれ以上に捕獲はされているものと思います。

それとあともう1点、電気柵の設置ということで、侵入防止等の設置等を行っております。それにつきましては、大体平成25年度で16.2キロメートル分を整備しております。26年度が9.9キロメートル、27年度は11.0キロメートル、28年度が3.5キロメートル、29年度が6.5キロメートル、30年度が6.7キロメートルの上程をしております。全体で53.8キロメートルぐらいの電気柵ということで、この二本立てで今、いわゆる鳥獣被害の防止対策ということで取り組んでいるところです。

○3番(岩永宏介君) 今大体の状況はわかったのですが、事前にそういうデータをいただいて把握しとけばよかったなと思いますけれども。捕獲の状況についてはあれなんです、後で質問いたしますが、捕獲体制、これはイノシシやニホンジカあたりは具体的には、どういう形で、先ほど捕獲数が上がってきましたけれども、それはどういう形で行われているんですか。

○農業振興課長(藤野浩之君) 御船町におきましては、御船町鳥獣被害防止対策協議会を設置しております。その中で、駆除実施隊ということで、3隊にお願いをして今捕獲を行っています。

○3番(岩永宏介君) その協議会が作られておいて、その中で、専門として有害鳥獣を捕獲する資格というか捕獲隊といいますか駆除隊、どちらですか、駆除隊。

○農業振興課長(藤野浩之君) 実施隊と呼んでおります。一般的に駆除隊とも言われますけれども、捕獲実施隊ということで、その協議会の中では位置付けをしております。

○3番(岩永宏介君) その中身でございしますが、その組織は大体どれぐらいの規模、人数ですか。

○農業振興課長(藤野浩之君) 実施隊については、3隊ありまして、22名の方をお願いしております。

○3番(岩永宏介君) そういう形で、御船町には3隊あるということで、人数的には22名の方がそういう捕獲をされたということですね。そして、それについて報償金が出ていると

ということですね。それで、その数がイノシシについては、先ほどは200から300頭、あるいは多いときには340という形で報告があったと思いますが。そういう捕獲の面と、あとは農林地による侵入防止として電柵ということをおっしゃったと思います。

そしたら、その捕獲の頭数なんですけれども、例えば、国はたしか、その生息頭数を2023年までに半減させるという捕獲目標を立てていると聞いておりますが、今聞いたような、例えば200から300頭、全体にどれくらい生息しているかというのは、これはよくわかりませんので、そのどこまで減ったら半減させたかというのはよくわからんわけですけれども、今のペースで、それで捕獲頭数をもっと増やす上で、例えばどのような問題点がありますでしょうか。例えばそれで非常に捕獲頭数は伸び悩んでいると思いますが、そういったところでの捕獲頭数をもっと増やすというのはどういう問題点がありますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今、捕獲頭数を増やす施策と方法ということですが、実施隊の方をお願いしている部分、銃による捕獲でございます。そこはやはり免許取得者がだんだん少なくなっていく、それと高齢化していくということで、そこは全国的な課題ともなっております。それとあと1つはわなによる捕獲、これも今後考えていく必要があるのかなと思っています。特にわなで、わなにも狩猟免許が必要ではありますが、自衛捕獲という形ででもやっていただいで、わなでの捕獲、そのあたりを今後進めていければと思っています。

○3番（岩永宏介君） そういう、今おっしゃったような形で捕獲隊の隊員の高齢化等は全国的には進んでいるということとか、猟銃の新規所持者あたりが少ないということがやはり言われておりますが、あとは箱わなです。箱わなに限らず、そういうわなの整備を進めるということで理解してよろしいでしょうか。はい。

その中で、ちょっと細かいんですけども、自衛の方がとおっしゃったと思うんですが、自衛というのは自分で自分の身を守るの、あの自衛ですね。そのあたりを説明していただけますか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

わなでの捕獲ということで、自衛捕獲という形で、町では許可を出している部分があります。これは、わなでするので狩猟免許は当然持っておられるということで、町にわなの申請をしていただいで町でその許可をするといった形で、ただそれがイノシシに対しましての報償金等は発生しません。

○3番（岩永宏介君） そしたら、これは比較にはならないかもしれませんが、例えば調べた中に、山都町の、これは面積も御船あたりと随分違います。そして、合併もしていますので、蘇陽、清和等です。これは広大な面積でしょうが、もうちょっとそういう数が、山都町の場合はこんなふうになります。例えば、平成25年が、25、26、27年しかデータがありませんけれども、平成25年度は御船町が359頭です。山都町は761頭です。26年度は、本町が224頭、それから山都町が3,430頭、平成27年度については、本町306頭、それに対して山都町が3,858頭、数は別として、捕獲頭数は確実に増えているんです。そのあたりで、どこが違うかなということを思ったんですが。

それを踏まえて、次、あと結論めいたところに行きますけれども、これは藤木町長に直接お尋ねしたいと思いますが、私は関連でいいますと、そういうのを調べた中で、山都町それから益城町の鳥獣被害防止対策について見た場合、本町よりも先を行っているんじゃないかなと思わざるを得ないんです。そのあたりは、町長、近隣町村の同じ同様の対策について、どういう認識でおられますでしょうか。

○町長（藤木正幸君） この問題については、いろんなところから今後心配だというお話は聞いております。その中において、山都町と御船町においては、常にいつもお話をしながら進めているところがあります。

また山都町と御船町・山都町鳥獣被害広域防止計画という計画も立てていろいろ進んでいるわけでありまして。山都町と手を組みながら、前向きに進めていきたいと思っております。

ただ、一番の問題はやはり鳥獣にかかわります人がだんだん減っているということが問題だろうと思っております。その関係する方々とお話をしながら、前向きに考えていきたいと思っております。

○3番（岩永宏介君） ここのところをさらに一度絞って、今度はお聞きしたいんですが。具体的に鳥獣被害防止の補助金です。本町の補助金と、あと山都町、益城町の補助金での違い。そのあたりを、それは藤野課長にお願いしたいと思いますが、どんなふうになっていますか。違いがありますか、同じ条件ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） 鳥獣被害防止対策の取り組みとしましては、国の補助を使うということは、防止計画に基づいてやるということは、これは各町すべて同様となっています。あと、各町の個別の取り組みということになりますと、町単独の取り組みというこ

とになります。私も郡内の関係町等を調べさせてもらいました。その中で、単独として、単費を用いて被害防止対策をとっている町としましては山都町と益城町ということでした。嘉島町と甲佐町については、特に町単独ではないということを知っています。

その中で、御船町におきましては、単独によります電気柵の設置の補助ということで、事業費が上限が35万円ということで、その4割の補助ということで、年間予算額としては20万円か30万円程度の電気柵設置のみの補助ということで、これまでやってきました。山都町につきましては、大体予算規模は約1,000万円ということで、内容としましては、電気柵に加えてワイヤーメッシュ柵、また、わなの補助と鳥獣特定連続無線装置とか、そういった機材費に対しての補助等をされているというところです。

それと、益城町につきましては、予算は約600万円ほどの予算規模の中で、益城町につきましては電気柵の設置またワイヤーメッシュとか、そういった防除関係の費用ということで、2分の1の補助ということで、上限限度額を10万円という形で、そういった形の町単による対策ということで進められている状況です。

○3番（岩永宏介君） これはもう詳しくは申し上げませんが、町長にお願いなんですが、今の鳥獣被害防止の補助金の、本町にもその補助金交付要綱というのがありますが、御船町有害鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金と、この電気柵に限ってです、限定です。それも今こういう単費の分については、今藤野課長がおっしゃったように20万円から30万円の助成になっております支出になっておりますが、山都町や益城町は、山都町については、それは似ておりますけれども、補助金の交付の要綱が山都町有害獣被害防止対策事業補助金、電柵等にも限定はしてないですね。益城町も、益城町有害獣被害防止対策事業補助金交付要綱と。だから、ここがそれで電柵に限らず、さっき私が冒頭申し上げましたワイヤーメッシュ柵とかわなとか、あるいは無線機、そういうものを出して、補助率は2分の1なんです。本町の場合は4割以内です、電柵に限ってです。そして、山都町においては予算規模が1,000万円と、今、藤野課長がおっしゃいましたけれども、益城町は600万円程度、そういうことで予算規模も全く違うわけですよ。そういう意味で私は先ほど、そういう近隣の山都町や益城町が一步先を走っていると考えられるということですので、これは予算がないと、その査定をするのは最初はできんと思いますので、ぜひこういう非常に今後はシーズンになってくると思いますので検討願って、予算を増やして被害の防止に努め、あるいは頭数の、政府はそれだけ半減する計画を作っておりますので、そういうことに早

く手を打っていただきたいというのが1点です。

それから、もう1点です。あと2点ありますが、それでもう1つ、例えば先程、町長も答弁の中でおっしゃいましたけれども、鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、短めると鳥獣被害防止特措法というのができたのは平成19年です。そして、この法律が、実は平成28年11月に改正されているんです。改正されて、これは非常に頭に入れとってほしいんですが、そしてその第1条の目的の規定が変わりました。どのように変わったのかというと、今までは捕獲した獲物を、野生の生物を活用するといえますか、今でいう、最近の言葉ではジビエの料理として活用しなさいと具体的にこの文言が入ったわけです。第1条の目的に食品としての利用等のための措置についてしなさいということが追加されているんです。だから、この意味で、私も非常に納得したんですが、山都町に、そういう利用するための有害鳥獣加工処理施設が清和にできましたね。だから、それは平成28年の改正に基づいて、先んじて、山都町は鳥獣被害対策を行っているということで、捉えるんですが、その点は御存じでしょうか、町長。

○町長（藤木正幸君） 今ありました2点のことについてお答えしたいと思います。

予算関係におきましては、今回の岩永議員の質問、的を当てているなというところだと思います。ちょうど本町といたしましても、次年度予算に鳥獣対策について予算関係をしなければいけないと考えておりました。その中において、今言われるように、電柵化というのに特化してきたということで、ワイヤーという問題が入ってきました。しかしながら、電柵も突破される恐れがある、ワイヤーも突破される恐れがある。両方でどうにかならんだろうかという話も出ております。そのあたりで、柵関係も今新しいものが幾つか出てきております。

そういったところで、一気にということはいけませんけれども、できる範囲の中において次年度からこの予算が出るというところに来ておりますので、また予算のときにはお願いしたいと思います。

今言いましたジビエ関係の話になりましたら、私もジビエ関係には料理で携わってきました。どうにかイノシシ、シカの肉がならないかということで、郡内の調理師の方々と一緒になって、ジビエ関係で売り出そうということで、県とともに東京の椿山荘なんかに行って食べられないだろうかということで、いろんな試作をしてきました。しかしながら、食べるときに、この料理がおいしいと料理観点から言えば、そういったものがなかなか厳

しいところであって、味がわからないように、たれとか味噌で和えるとか、そういったものになってきております。

今回の山都では、その中において鳥獣被害も構するとともに、ジビエ料理も先に立って開発していこうということで造られました。しかしながら、現状的には厳しいところがあると言われております。亡くなってから1時間以内に持ち込まなければいけないとか、いろんなものがあって、なかなかのところであると思えますけれども。しかしながら、この問題は食でおいしかと言えばどんどん来るわけです。また肉が使える、お金になるといったら、また調査隊も増えてくるのではないかと考えています。

そういったことで、鳥獣被害を防止する方向はする方向で、それを生かす方法は生かす方向で、両方山都また益城とお話ししていきたいと思っております。

○3番(岩永宏介君) 町長がそういうふうにジビエ料理の開発に一時携わったというお話で、非常に期待を持ったんですが、非常に味の問題とか、やっぱりよく言われていますが、そういうところで、中々問題があると。ただ私が言いたいのは、そういう形で、山都町は、今この施設は指定管理として営業しておられるというか、そういうことですかね。そういうのが、いわゆる法律に基づいた解体処理施設を造って頑張っているというところで、やっぱり評価していいんじゃないかなと。問題点もあると思えますけれども、非常に厳しいところがありますが、そういうところでやっておられると。

そういう意味で、もう1点、同じそういう、ここもちょっと考えてほしいのは、先ほどの特措法で、もう1つは、さっきは目的のことを言いましたけれども、第1条の件ですが、第9条です、鳥獣被害対策実施隊というのを、設置についてというところがあります。その中で、鳥獣被害対策実施隊あるいはその隊員は、2つあるんです。これに就任できるというのは、1つは市町村長が市町村の職員のうちから指名する者、または、これは今度は民間です。民間の被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者。だから役場職員に限らず、鳥獣の捕獲に従事することが見込まれる者、そういう被害の防止施策を効果的に行うことができる者ということで、ちょっと長くなってしまいましたが、その被害防止に積極的に取り組むことが見込まれる者を市町村長が任命することもできるんです。そうなっているかと思いますが。

そのあたりを調べましたら、先ほど藤野課長がおっしゃった、これもその法に基づく御船・山都鳥獣被害広域防止計画と、この防止計画、平成28年度に作られたやつを見ると、

では、誰が本町の場合は、鳥獣被害対策実施隊としてなっているかと。1番は町長の指名なんです。町長の指名によって、こんなふうになっています。隊員は農業振興課職員を中心に、役場職員11名を充てる。それから隊長は農業振興課長の職にある者を充てるとなっているんです。

そのあたりが私は非常に問題と思うんです。鳥獣被害対策実施隊というのが、これはすみません、こういう説明になってしまうところがまずいなと思うんですが、資料を配るべきだったんですが。これは、捕獲に携わるばかりではなくて、この隊は鳥獣の捕獲それから、先ほど私が冒頭でワイヤーメッシュのことをお話しましたが、その設置の仕方あたりも、あるいはそのわなの設置とか、そういうものについても、指導できる立場の人なんです。だから、普通の平素からの業務を持っている農業振興課の職員の人が、そういうことまで現地に行ってから指導助言することができるかという、これはもう無理と思うんです。だから、そのあたりを、2番の、もっとそういう被害防止施策に慣れて、実際に自分でやって、解体までできるような優秀な人材の人を、やっぱりそこに入れていくというのが、これは筋だろうと。筋といいますか、それが望ましいと思うんです。

そう見ておりましたら、これも山都町がやっぱり先んじているというのが、同じく、こんなふう書いてあるんですよ、もう実際に。鳥獣被害対策実施隊は、本町は平成23年に設置しているんです。山都町は遅れて、翌年度で、24年度に設置しているんですが、その先が今度は違ってきて、設置はうちが早かったんです。ところが山都町では平成26年度から、従来の有害捕獲隊の銃の班100名を鳥獣被害対策実施隊員として任命し、有害駆除の強化を図ると書いてあります。

だから、先ほどの法の9条では、2つの指名と任命があったわけですが、2番目の民間による実施隊員の鳥獣被害対策実施隊に民間の人を入れているとなっているんです。そのあたりで、もうちょっと法の主旨に沿うような形でやっていくべきと思いますが、どちらでもいいですけども、いかがでしょうか。答弁をお願いしたいと思います。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

今特措法の9条の件で御質問ありました。御船町におきましては、今町長が任命する御船町鳥獣被害対策実施隊ということで、11名の者を任命しております。これは農業振興課が中心であります。それと、銃の狩猟免許を持った職員等をこの中に含めております。

そして、実際この職員がそこに出て捕獲をするということはありません。ただ、そう

いった補助をやるとかいろんな事業の申請をやっていくとか、事務的なこと、ソフト面のところの支援という形で、この実施隊は考えております。

ただ、今民間でというお話でございました。今、御船町におきましては、鳥獣被害防止対策協議会の中で、駆除隊の方を実施隊という形で位置付けをして、今やってもらっているということでございます。今後とも、この法律等もありますので、より効果的な駆除の対策ということで検討していく必要もあるかと思っております。

○3番（岩永宏介君） 課長がおっしゃったことなんですが、終わり方におっしゃったのが、これも書いてあるんです。御船町では、今後猟友会や有害駆除対策の協議を行って、民間対応を含めた実施隊の設置を検討する。このあたりを検討するということですので、ぜひそういう狩猟の猟友会とも話を進めていただいて、ぜひ民間の関与を含めた実施隊、鳥獣被害対策実施隊を作っていただきたいなと思っております。

それから、これなんです。この特措法ができて、来年度、平成30年度からでしょうが、例えば捕獲隊、鳥獣を捕獲しますよね、そういう実施隊がとって、例えばイノシシを捕獲した。その報奨金もその法律の中身、それが改正されたということで、例えば8,000円だったのが、例えばそれを捕獲してから解体処理施設に持っていくと8,000円、ところが、では自分で埋めたとか、自家消費をしたとかいうことになると、その8,000円が7,000円に下がるわけです。だから、そういう法がずっとやっぱり解体処理施設を造る要因とか、これは誘導していると思うんですよね。だから、そのあたりも含めて、例えば、これは難しいと思いますが、行政でそういう解体処理施設を造るのは難しいと思いますが、全国的に見ると、そういう民間の、一番いいのは民間が出てきて、そういうのを造る。そして解体処理をして、精肉して、それを売っていくと。そして一般の人が捕獲したわなで、銃で捕獲したやつでもそこに持ち込めると。そういう流れを作ることが、関係人となるわけです。そういうふうに、これは非常にまだ、にわか勉強の中で、そんなふうなことを思いましたので。

今、申し上げたように、確認ですけれども、山都町に遅れをとっていると感じますので、民間の鳥獣被害対策実施隊が有害害獣駆除に専念できるような新規任命、民間に対する任命、今の指名だと、役場の職員の方への指名ではなくて、有害鳥獣駆除に専念する方、そして、さらにはやっぱり、被害があった地域に出向いて、被害状況の把握や情報収集に努めると。野生鳥獣が出没したというときに迅速な対応を行う。これがやっぱり理想的な

鳥獣被害防止の方法、姿だろうと思っておりますので、ぜひそのあたりを、予算の面でも1つだけでもぜひ改革をしていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○6番（田上 忍君） 6番、田上です。先般通告していた内容について質問いたします。

まずは、今年異常な暑さであった日本列島であります。毎年異常気象と言っておりますけれども、もうこれが今後は当たり前のこととなってくるのではないかと予想されます。そこで、教育施設における暑さ対策についてお尋ねします。

次に、先般質問しました通学路の安全確保について、どのような対策を施されたのか、また今後どのようなことをやっていくのか。そして、また新たな通学路の計画等に対して、安全確保に対してどのようなことをやっていくのかについてお尋ねします。

3つ目に、町営住宅の今後の解体計画についてお尋ねします。

詳細については、質問席より行います。

○町長（藤木正幸君） 田上議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、教育及び保育施設の暑さ対策についてお答えいたします。議員御承知のとおり、今年には異常な暑さが続き、熊本気象台の口頭発表では、上益城郡の観測点において、7月は9日間、8月は17日間という35度以上の猛暑日を記録しています。御船町の公立、私立の保育園、幼稚園、認定こども園においては、すべてエアコンが完備されており、園児は室内で快適に過ごすことができしております。しかしながら、小学校6校のうち、5校においては教室内にエアコンが設置されていません。暑さ対策につきましては、環境省が示しております熱中症環境保健マニュアルに従いまして、小まめな水分補給、エアコンによる適切な温度管理に心がけ、エアコンがない教室につきましては、扇風機の補充等による温度調整等に対応しています。

また、屋外やプールでの活動につきましては、激しい運動を避け、休息や水分の補給をより小まめに行っているとの報告を受けております。

また、保育園での熱中症対策につきましては、エアコン使用を基本に、プール以外では屋外に出さないようにしていますが、室内だけではストレスにもなりますので、状況を見ながら、日差しの少ない曇りがちな日を選び、30分から1時間程度の屋外遊びをさせている日はあります。また、園や年齢によって間隔時間は微妙に異なりますけれども、大体1時間置きの水分補給を促し、水筒のお茶がなくならないように外に出して行っております。

7月末には、政府の菅官房長官が暑さ対策としての学校へのクーラーの早期設置や、夏休みを増やすなどの学校の休暇のあり方についても言及しましたが、その後のエアコン設置のための具体的な国の補助や予算措置等は、まだそこまでは至っていないのが現状です。

しかしながら、暑さ対策としての小学校へのエアコン設置につきましては、早急に考えなければならない時期が来ていることを踏まえ、今回補正予算に設計委託料を計上してあります。

次に、通学路の安全確保についてお答えいたします。3月議会でもお答えしましたように、毎年学校では、児童生徒が通う通学路について、危険箇所の確認を行い、教育委員会に情報提供の相談をなさっております。教育委員会では各道路の管理者や学校関係者、地域の関係者と連携し、合同安全点検として危険箇所を歩きながら調査して回っています。

安全点検を行った通学路の危険箇所のうち、安全対策が必要な箇所については各道路管理者と協議をして対応を要請するものです。今年度も今月関係機関と事前協議を行い、昨年度の実施箇所の現状確認と今回の調査箇所を確定し、10月初めに点検を実施する予定としています。合同安全点検を促すことで、危険箇所すべてがすぐに解消できるということは難しいものがありますが、根気強く要請し続けていくことで、安全を確保していきたいと考えております。

最後に、町営住宅の解体についてお答えいたします。解体計画については、御船町営住宅等長寿命化計画に基づき採用年限を過ぎた用途廃止対象住宅が掲げられています。この対象住宅に住んでいる方に対して、住み替えの対応を促し、住み替えが完了次第解体している状況です。しかし、引っ越しに係る費用負担や新たな場所で人間関係を築くことへのためらいや、家賃の値上がりなど不安を感じている高齢者の方が多くいらっしゃるのが現状であります。

このような中、今年度において、中原団地27戸を含む、総解体戸数62戸を実施する計画です。解体後の今年度末における町営住宅戸数は378戸に減っていくこととなります。今後、長寿命化計画に基づき、特に60年以上の経過年数を過ぎた住宅世帯に対し、住み替えを優先的に促し解体を進めるよう努めてまいりたいと思います。

解体費用については、設計図書から、敷地面積、延床面積、使用材料、積算の基礎となる数量を算出し、施工や労務及び材料などの各単価については、熊本県統一単価経済調

査会による発行部数、見積書などを参考に、工費を積算し、解体工事を発注しているところでは、

また、平成28年熊本地震に伴う公費解体については、平成28年5月26日に熊本県より通知された倒壊家屋等の解体費標準価格をもとに、熊本県解体業協会にて現地調査及び工事費積算を行い解体工事を実施してきました。

公費解体と一般的な町営住宅の解体工事費、その違いについては、工事解体で生じる産業廃棄物の扱いについて、町民グラウンド一時仮置き場までの運搬費用までが計上してあります。町営住宅解体については、産業廃棄物を処分場までの運搬費用と処分費まで計上しているところがございます。その他詳細につきましては、担当課長より答弁させます。

なお、質問1、2につきましては、この他詳細について教育長より答弁させます。

○教育長（本田恵典君） ただ今、町長が申し上げましたとおり、議員御質問の1、2の1なんですけれども、1の詳細の幾つかにつきましては、私からまずお答えをさせていただきます。初めに、熱中症により、具合が悪くなったりについてお答えをします。

保育園では、熱中症の例は報告があってございません。小中学校における熱中症の発生につきましては、ただ単に気分が悪くなり、すぐに回復したという軽度のみを除きますと、7月から9月までの間の教育活動においては、小学校6校で7件、中学校で2件ございました。中身を少し申し上げますと、小学校の7名につきましては、吐き気や疲れ、頭痛や熱発等の症状で医療機関を受診し、うち4名の児童が点滴を受けていますが、いずれも重度の熱中症ではなく、事なきを得たところです。中学校の2名につきましては、部活動の後、帰宅してからの嘔吐、手足のしびれ、熱発等で救急車で搬送後、回復した生徒が1名、体育大会の練習中、気分不良となり、発熱が見られたため、医療機関を受診した生徒が1名でございました。PTA行事における熱中症の報告は出てはおりません。

続きまして、屋内外における熱中症対策についてお答えをいたします。小中学校におきましては、特に7月になりましてから気温が上昇いたしましたので、今、議員の皆様のお手元にお配りしています環境省のマニュアルに従いまして指導をしております。具体的に申し上げますと、熊本気象台の観測で31℃以上になりましたら、全小中学校へファックスを流しまして、教育活動における注意事項を配信しております。気温31℃で激しい運動の中止、気温35℃で原則運動禁止としておりまして、併せて小まめな給水や休息の指示をしております。

また、遅ればせながら、2学期が始まる前に熱中症指数計というものを全校に配布しました。これは熱中症にかかるリスクが高くなるとアラームが鳴る工夫になっており、持ち運び可能で、運動場やプールでも活用できるものとなっております。PTA行事では、8月に郡PTAのビーチバレー郡大会が御船町のアリーナで開催されましたが、十分な注意喚起によって熱中症はございませんでした。今後とも気温の上昇に注意しながら、委員会からの情報提供を確実にいき、小まめな給水、休息に留意しながら、教育活動、PTA活動を進めていきたいと考えております。

続きまして、教育施設へのエアコン設置の計画についてお答えをいたします。平成28年7月に町のPTA協議会からエアコン設置を求める陳情がございましたが、当時は地震からの復旧が最優先で先送りとなっております。しかしながら、この夏の猛暑に伴い、エアコンが設置されていない学校の保護者の皆様から早くどうかしてほしいと要望が再び教育委員会へ寄せられています。私たち教育行政に携わる者も思いは全く同じでございます。しかし、多大な予算を要すること、老朽化した校舎の教育環境の改善といった、ほかの課題等も多く、一斉に配備することへの躊躇があるかと思うのも事実でございます。

また、国においても学校施設の長寿命化計画にのっとった大規模改修等の一体的整備になると、なかなか採択をいただけないという状況でもありました。しかし、この夏の猛暑による熱中症の事故等もあり、国からも来年夏までにすべての公立小中学校にエアコンを整備したい旨の官房長官談話が発表され、現在、文部科学省から再度の設置要望調査が実施されたところです。

最近の新聞報道においても、北海道において発生した地震災害のための補正予算に合わせて盛り込まれるのではないかと、記事が掲載されました。現実のものとなった場合に、即対応できますよう、教育委員会では今回の補正予算に、先ほど町長が申し上げましたとおり、エアコン設置のための実施設計費を計上しております。全国の小中学校のエアコン設置率が昨年調査で41.7%程度であり、未設置校分が一斉に着手となると混乱も予想されますが、一日でも早く着手できますよう、まずは準備をさせていただいているところです。

○6番（田上 忍君） ではまず、暑さ対策について、細かく質問していきたいと思っております。

今、教育長の答弁で、具合が悪くなった事例ということで報告がありました。PTA関係での行事では何もなかったということですが、夏休みのプール教室について、これについては、情報がありましたら教えていただけますか。

○教育長（本田恵典君） 幾つか報告が上がっておりました。お答えいたします。

これは、夏休みのプール開放ではありませんけれども、プールでの総合運動部の水泳で筋肉がつったといった報告が1件、それから小学校でもう1件、熱中症かもしれないというので点滴を打ったという例が1例。あとはもう1件、これも小学校の体育の授業です。水泳を行ったときに気分が悪くなったということです。以上でして、夏休みのプール開放のは、今報告はあっておりません。

○6番（田上 忍君） プール開放、そのときに起こったかどうかわからないのですが、プール開放があって、子どもたちは大体部活動へ行ったりして、そして帰宅して、それからプールに行ったとかいう事例がこれもあっているみたいですね。そういうのは即調査してもらいたいと思いますが。

あと、このプール開放は、今年は具体的にはどうされたんですか。実際、例年だと当然7月中、それから8月に入ってからだだと、あと8月の最後のときになっていたと思うんですけど、その辺は今年はどういうふうにやられたのですか。

○教育長（本田恵典君） 今こちらに詳細は持ってきておりませんが、学校には7月初めに教育委員会から通知を出しまして、監視も、それから監視人をどうするかということ、各学校で少しまちまちになっておまして、プロの方をPTAで雇われたところもあれば、あるいは学校できちんと救急救命措置を研修で受けて、そしてその保護者の方の中で当番を決めてなされた。ただ、非常に費用を伴いますので、県の教育委員会に体育保険課というところがありますけど、そちらにもお尋ねいたしまして、どういう監視体制をとればいいのかということについては、教育委員会から細かく指示をしております。

○6番（田上 忍君） ここにプールがありますですね。たしか7月中でもう打ち切ったとか、そういう学校がありますよね。そういうところは教育委員会に入ってはこないんですか。やはり熱中症対策で、PTAが判断して、今年のプール開放はここでやめると、そういうのがあったかと思うんですけど。どうですか。

○教育長（本田恵典君） 計画書はつぶさに上がってきておりますけれども、今年どこまでやった、あるいはここで打ち切ったという、そういう報告は私までは上がってきてはおりません。

○6番（田上 忍君） 何かそれでいいのかなと、私は危機感的なものを持つんですが。実際に、例えば私の地元の木倉小だって、途中でたしかやめているはずなんです。もう後は暑

いからと。そしてあとプールの周りを歩くのにも素足で歩くには暑くて歩けない状態なんです。そういうこともあったと思うのです。多分そのような情報を仕入れられたほうがいいんじゃないかと思いました。ほかの学校も多分そういうのがあっていると思いますので。

○教育長（本田恵典君） 当然、学校長あるいはPTA会長とお話し合いになってお決めたことだろうと思いますけれども。先ほど詳細な情報と言いましたけれども、お配りしておりますプリントにありますように、WBGTという環境指数というのがあります、これに従いまして、大体毎日それを超えるのはやめましょう、激しい運動は避けましょうということで流しておりますので、従っておやりになったのではないかなと思っていますところ。

○6番（田上 忍君） そして、今回私が熱中症対策というか暑さ対策で質問するということだったので、それぐらいは情報を仕入れてほしいなと思ったところ。

そして、あと先ほど学校行事でこうやって病院に通った児童生徒がいると。救急車でも運ばれた子がいると。それでもしかしたらPTA行事でも。だから、もともとの原因はPTA行事だったのかもしれない。だけど、途中ではここ何箇所か、実際に最終的に1台でいったというのは児童だったかもしれない。でも要因はPTA行事の、そのプール開放にあったのかもしれない。こういう場合というのは、すべてPTA公災の申請対象になりますかね。

○教育長（本田恵典君） 議員が一番御承知であろうと思うんですけれども、PTA行事の計画に含まれていれば、間違いなく安全においては、両方とも適用になるんじゃないかなと思います。

○6番（田上 忍君） そこは関連してきますので、もう一度これの情報を収集して、ちょっと何かやって必要だと思います。

それから、事例については以上ですけれども、次、熱中症対策として何か具体的に各学校にこういうことをやりなさいという指導というのはやっていませんか。

○教育長（本田恵典君） 今、議員の皆様にお配りしておりますこの文書、ちょうど裏表になっていると思いますけれども、それに詳しい熱中症の対策を書いておりますので、これを学校に通知をして、それをしっかり守るよというので文書を出しております。

○6番（田上 忍君） するとこうやって文書を流して、この文書をよく読んでやりなさいと。それだけということですね。ちょっとずさんな気もするんですけど。例えば水筒を持参さ

せなさいとか、こういう細かいところを実際やっているでしょう。

○教育長（本田恵典君） はい、水筒持参等につきましては、これはもう十数年前からといたしますか、かなり前から、夏が近づきますと各学校で当然水筒持参でありますとか、あるいはさっきもちょっと町長の答弁の中でありましたけれども、それに注ぎ足してありますとか、そういう準備でありますとか、そういうことについては十分各学校で対処されていることと思っております。

○6番（田上 忍君） 続いて、あと熱中症対策ということで、学校施設に対して何かやっていることはないんですか。何もやってないんですか。

○教育長（本田恵典君） 今私が申し上げた答弁の中で、いわゆるWBGT指数というものについて反応します計器です。まずこの計器を、やはり遅かったんですが、8月末になりまして購入いたしまして、各学校にお配りをいたしました。これが1つです。あとは、そうですね、実を言いますと8月末になりまして、ものすごく猛暑になるという日が少なくなってまいりましたので、それのところまでは8月から9月にかけては、まあ対応したことはなかったという状態です。

○6番（田上 忍君） それでは聞きますが、木倉小の理科室にエアコン付けたのはどういう理由ですか。ほかの学校は全部は聞いていませんが、ほかには全然付けられてないと。どうして木倉だけ理科室にエアコンを付けられて、そして何か、子どもたちが具合が悪くなったらまずそこに1日その理科室はエアコンを効かせている。何か具合が悪くなったらそこに休みなさいと、そういうことを何か指導されてありましたね。どうして木倉小の理科室だけに付いたのかなというのが疑問です。

○学校教育課長（坂本朋子君） ただ今の件についてお答えします。

各学校など施設をちょっと調べまして、特別教室とかところどころにエアコンが付いております。各学校において、具合が悪くなった子どもたちの休憩室みたいなところがないかどうか、そういう確認をいたしました。その中で、木倉小だけがどうしても確保できず、エアコンのある部屋がないということで、緊急で付けさせていただきました。ほかの学校も同じような指導をしております。

○6番（田上 忍君） 実際付いたのは9月ということで、ちょっと遅かったなという懸念はありますけどね。少しでも休憩できる場所ができてよかったなとは思っています。

ということは、ほかの学校にはあるから付けなかったということなので、理解いたし

ました。

では次、今後のエアコン設置計画なんですけれども、今回の予算書に、予算が出ていました。それは私は見ております。今回ではエアコンをどういうエアコンシステムを作ろうとしているのか、そういうことについて教えてください。

○学校教育課長（坂本朋子君） 先ほどの教育長の答弁の中でもございましたけれども、文部科学省から再度の要望調書があがってまいりまして、そのときにもともと平成31年度要望については、全部の教室についてビルトインタイプのエアコンを付けるところで最初要望を上げておりましたが、今回再要望の中では、1つ価格を下げるために天吊り式のエアコンということで、施設特別教室すべての分を計上して要望しているところでした。

○6番（田上 忍君） しています、具体的なところがわからないところもありますけれども、簡単に言うと、御船中学校も随分昔付けたと思います。これと同じだと思うんで、付けるということでいいのでしょうか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 中学校については、ビルトインが付いていると思います。今回は大規模改修前の、古い校舎が多かったので、今回は天吊り式にしております。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

それと、御船中学校のこの設置金額というのは幾らですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 中学校の場合は、2カ年にわたって設置工事をいたしておりますけれども、2カ年合計で8,064万9,420円となっています。

○6番（田上 忍君） では、今度設置する予定の、今度の設計ですか、なされたと思いますが、1校あたりのおおよそでいいです。どのくらいの金額になりますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 1校分というか、5校分を今回計上させていただきましたけれども、合わせて大体2億8,000万円ぐらいを予定しています。

○6番（田上 忍君） では、その2億8,000万円というのは補助金が出れば付けるという考えでよろしいんですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） できれば付いてほしいとお祈りしているところなんですけれども、できなかつた場合に、すべての教室を実施するのか、それとも普通教室だけを先行するのか、もしくは順序付けるとか、その辺については今後また町当局と検討していきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） ではもう1つ、今先行で付いている小学校、小坂小学校だと思うんで

す。小坂小については幾らですか。どういうシステムですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 小坂小については、災害復興等で校舎を改築しておりますので、そのときにビルトインで設置してあります。金額は実際に一体的な計算になっておりますので、個別計算式は手元に持っておりません。

○6番（田上 忍君） どうでしょう。さっき約2億円とか、単純に5校で割ると、4、5千万ですね。ということは、普通に一般的な家庭にエアコンを付けるときに幾らぐらいかかるか。もう私たちの頭にあるわけなんですね。ではどうして学校の教室に、では学校の教室は幾つあるのか。例えば小学校だったら普通木倉小だったら6クラスあって、そして6教室に幾つかあって、どうのこうのと考えていたら、約10教室プラスアルファぐらいだよねと考えます。そうした場合に、約4,000～5,000万円、どうしてそんなにかかるのかと考えるてしまうんですよ。その辺はどうでしょう。

○学校教育課長（坂本朋子君） 私たちも何とか急場しのぎで家庭用のエアコンを発注することができないかということで、業者にお尋ねをしたんですけども、電気の容量を考えますと、とても家庭用ではまず教室が冷えないだろうということと、それと電気、そのままの九電の装置から替えてもらう必要があるんじゃないかということで、業者も家庭用と一緒にするわけにはいかないということは聞いております。

○6番（田上 忍君） あとは、制御というのは、全部職員室からの集中制御ということで考えていいんですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 集中制御にするかどうかは未定です。

○6番（田上 忍君） そこらあたりになると若干というか、大部分変わってくるのかなと思うんです。集中制御の部分と、結局全部の部屋まで線を結ばないかんというのがあろうかと思えます。担当者の部屋で、そこで電源をOFF・ONできるようになれば、また大分違うんじゃないかなと。その辺も踏まえて考えてほしいなと思えます。

今何を急がなければいけないのかと。結局子どもたちが快適に勉強できるというものに、その部屋にエアコンを付けてあげることが優先だと思うんです。立派なシステム、それはどうかなと思うんです。

○学校教育課長（坂本朋子君） 特に豪華な施設等を考えているわけではないんですけども、どうしても家庭用のエアコンを付けるわけにはいかないというのはあります。

○6番（田上 忍君） はい、では、これを最後に質問します。

今回、国に予算を上げて、出るか出ないかわからんのに、まあ出るか出ないかは置いて、来年はどうしますか。現に付けないところもある。それとも安い今年みたいに、どこかの学校を先行してやっていくとか、そういうふうになると思うんです。それはどうされますですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） 予算が付かなかった場合には、2億5,000万円なり2億8,000万円なりをすべて町の財源で賄うということになりますので、そういうところについては、教育委員会だけの問題ではどうしようもございませんので、検討していきたいと思えます。

○6番（田上 忍君） そういう意味で、とにかく全小学校に来年度は付くように、くれぐれも努力してほしいなと思えます。

教育委員会と執行部と一緒にあって、ぜひその辺はお願いしたいと思えます。

では、続いて通学路の安全確保についてにいききたいと思えます。先ほど町長の答弁がありましたけれども、それは具体的になかったんですが、何か詳細にもうちょっと追加で答弁できるものがありましたら、お願いします。

○学校教育課長（坂本朋子君） 今月、9月の第1週だったんですけれども、学校安全機関の方に全体的に集まっていただきました。その中で今までの、平成29年度にまず回った部分、それとそれ以前にまだ残っていた部分につきまして、つまり状況について、それぞれ報告いただいて確認をしました。その中でもう既にできているとか、工事の発注で進んでいて、まだ工事ができていませんとか、そういうのも幾つもありました。又、学校から上げていただいた危険な区域で、どこを回るのか、どこを、改善できそうなところとか、難しいところとかいろいろあるんですけれども、見ていく場所を確認して、また10月の第1週に算定したいということで、回ることに決定しております。

○6番（田上 忍君） この通学路については、ここにおられる議員の信頼のおかげだと思えます。今、課長から具体的にどこの地域のどこがどうだこうだという説明はありませんでしたけれども、その一覧表があるんだったら、次の全員協議会でもいいですので、全議員に配ってもらえませんか。そして、あと今年10月に行われるということですけど、そのとき一緒に見て回られるのはどういう人が対象ですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） はい。警察、上益城振興局の土木、それから、町の建設課、農業振興課、地域防災係、それから学校長もしくは教頭です。あとはPTAの関係者、それと地域の交通安全のご指導をいただいている皆さん等にも参加していただいて、各

学校とも大体15～16名で回るようになっていきます。

○6番（田上 忍君） また、新たに危険箇所等見回りが終わった後で、それに対しても各議員に、全員にまた資料をいただければと思います。今どこがどうなっている、こうなっている。そうやって一覧表を持っていけば、ある意味、「ここはこの辺はわかっています」というのがわかるかと思うんです。だから、そういう資料をぜひ各議員に渡してもらいたいと思います。

では、この間ちょっと、先日から、教育長は、前回質問した私の内容の北木倉を見にいかれたと思いますが、そこは見にいかれて、どう思われましたか。

○教育長（本田恵典君） 前回御指摘がありまして、先週だったと思いますが、見てまいりました。階段がちょうど二段階になっているところだったと思いますが、木倉小学校の2年生と5年生の女子児童がそこを通るということでした。5年生の女子児童は現在そこは通っていないと。ちょうど登校時刻に合わせたいと思ひまして、教頭先生と2人でまいりまして、2年生の女の子と、そのおじいちゃんがちょうど歩いてこられました。そこでちょうどお話を伺う機会がありましたのでお話をしましたところ、今2年生のお子さんはトンと下りて行かれましたけれども、また2年～3年後に1年生、孫が通学するということになる。そうすると、この階段では少し危ないのではないかというお話を伺いました。

それから、今年の1月の初会議のときですかね、地域の方が散歩でここはよく通るので、どうも手すりがないと危ないのではないかなど。特に下の段のところ。そういうお話がありまして、すぐに建設課と御相談をいたしまして、建設課もそこからそういう調査に行かれたと思いますので、その後のことにつきましては建設課でお答えいただくならありがたいと思います。

○建設課長（野口壮一君） 今御指摘がありました北木倉の階段のところなんです、国道443号線のバイパスの整備のときに、もともとあった道を機能回復という意味合いで整備したという経緯でありました。県の矢部土木に尋ねたところ、管理としては県の件になっているということは、確認はしております。こういう急な階段で危ないという意見も出ていますということで県にはお伝えをしておりました。

また、先ほどありましたように、来月10月にまた点検がありますので、再度県あたりと一緒に確認をしながら、対応していきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） ではまた10月、こうやってみんなで関係者と回りますときに考えてほ

しいと思います。

それから、あと滝尾小学校の通学路ですけれども、まずマミコウ道路から団地へ行くところがあります。このあたり歩道がないということで、以前から言われておったかと思えますけど。この件はどうですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

昨年の安全点検の際に見てもらいました。確かにトラックが、登り坂になっているので、いわゆる、スピードを出す車の往来が多いものですから、危ないと思ったところです。平成31年度の、国土交通省の社会資本整備総合交付金にカラー舗装の要望をしているところです。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。歩道が低いところはかなり難しいところで、かねてからもそういうふうにしてですね。それと安全確保できればなと思います。

それとあと、滝尾小学校に行くときに、大きな岩が落ちてきて、そしてしばらく通行止めになっていたと思うんですけれども、あそこについても、雨が降ると水たまりができるということが今あると思います。1回県で対応していただいたんですが、それでもやはりまだ水がたまるということになっております。これについて、何か情報は入っていますか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えいたします。

去年の安全点検の際、確認しました。その後で振興局から対応しましたということで、今年に入ってから御連絡をいただきまして、学校からも雨の日に見にいていただいたんですが、確かに今までより改善されてますけど、またちょっと課題が残るかなというところです。また今度ご相談にいきたいと思います。

○6番（田上 忍君） はい、ぜひとももう一度見ていただきたいと思います。

それから、今度は中原団地、皆さんも戻ってくると思うんですが、この1回目のトンネルについては、どうですか。

○教育長（本田恵典君） トンネルのことにつきましては、数年前から暗いあるいは危ないということで御指摘があっておりましたので、私は平日の昼間に1回、それからちょうど子どもたちが通学時間帯に行きまして、自転車を押しながら2往復ぐらいいました。それから朝7時20分から1時間程度、どういう方たちが通るか通らないのかというのを調査してまいりました。その結果、その1時間で向こう側、甲佐側に抜ける方が9人です。高

校生が4人、大人の人が5人ぐらいと。こちらに来られる方が、大人の人が2人と高校生が30人、合わせて32人と、全員自転車でした。つまり通行される方、子どもたちを含めて、歩いてあそこを抜けられる方は一人もいらっしゃいませんでした。そういう7時20分から8時20分の間です。

それから、平日の昼間に自転車であそこを押して2往復いたしましたけれども、私の目察では51基のうち17基が消えておりました。真ん中あたりまで行きますと、もう照明すらありません。私も自分で歩いて渡ったんですけども、大変暗くて危険だなと思いました。ただ、入り口と出口につきましては、少し明るくなっております。今後もしっかり要望いたしまして、今対処していただいているそうですので、真ん中には今度逆に照明を増やさなければならないじゃないかなと、私にしては思っているところです。しっかり県にも要望しながら、話し合いを進めていきたいと思っております。

○6番(田上 忍君) このトンネルの中には、時間帯によって電気のつく数が変わるんです。朝方と夜と。夜は明々として結構明るいんですよ。朝方も結構ついているんですよ。昼の子どもたちの下校時のあたり、これが一番消えているんです。真ん中のほとんどが暗い状態なんです。善処していただいているようですので、今後も引き続き見守りながらやっていってほしいと思います。

続いて今度は、町営住宅の解体についてですが、先ほど大体町長から問題的事は教えていただきました。この中で、徐々に解体していかれると。今の住まわれている方の状況次第だと思うんですが、まずどこを全部引っ越ししていただいて、そこを空けるようなことをしたいとか。ただそういう具体的にいろいろ細かいところを具体的に計画はあるかと思うんですけど、その辺を教えてもらえませんか。

○建設課長(野口壮一君) 町営住宅の解体については、御船町の、先ほど町長も答弁の中でありましたけれども、長寿命化計画という中に用途廃止対象住宅ということで、いわゆる建築から年数が経って、また50年から超えている住宅について、用途廃止対象住宅ということで、161戸がこの計画の中に掲げられております。場所的には、牛ヶ瀬、茂生寺、旭町、五丁目、二丁目、四丁目、辺田見団地、町園団地、桜坂団地、一丁目、木倉団地、平原団地、東禅寺団地、それから観音院まで、木造造り、それから簡易耐火住宅がこの廃止対象の住宅としてこの計画の中に掲げられております。

○6番(田上 忍君) そうやって今度どんどん解体して行って、その跡地の利用は今どうい

うふうに考えられていますか。

○建設課長（野口壮一君） 以前にも、議会でも答えられていると思いますけれども、解体後更地となったところは、民間等への用地を売り払うと。今回災害公営住宅でも使う、例えば木倉団地あたり、それから一丁目あたりは災害公営住宅の用地としてかかっていくというものになっております。

○6番（田上 忍君） 今も少しずつ解体は進んでいっていますけれども、そういう解体した跡の、全部を解体されているところのあり方というのは、それはどうされるんですか。

○建設課長（野口壮一君） そこには、その間町の管理も伴ってくるのかなと思いますけれども、地域あたりで使うものがあれば、その辺に地域でその間は使われてもいいんじゃないかなと考えております。この解体ができたときに、早目に売めるのか、そういうどうするかというのは早目に対応していきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） 地域に使うというのは、もう無償で地域の方に、どうぞお使いくださいということですか。

○建設課長（野口壮一君） 例えば、行事のときの駐車場とか、そういうものには使われてもいいのではないかなと考えております。

○6番（田上 忍君） 今まで、そういうところを例えば民間に貸したとか、そういうのはあるとですか。

○建設課長（野口壮一君） 昭和保育園裏の町営住宅解体跡地について、保育園の職員の駐車場として、使用料をいただきながら貸し出しているという状態です。

○6番（田上 忍君） それは今も貸し出しているということですか。そうやって民間に貸し出すということはできるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 民間には行政財産使用料という規定がありますので、それによって面積に従って利用料が決定されますので、民間からも依頼があるといたしますか、あればそこに貸し出していくというのは可能です。

○6番（田上 忍君） すると、今から徐々にいろんなところで解体されていくと。そこは、じゃあ民間に駐車場として貸しますから、どうぞお使いくださいと。そういうことで貸していいということですね。

○建設課長（野口壮一君） 民間からの、そういう使わせてくださいという申し出等があれば、使うことは可能ですけど、その前に地域あたりで、先ほど言いましたように、臨時的に使

いたいとかというものがあれば、その辺は検討していきたいと思います。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。

それから、先ほど公費解体と一般の町営住宅の解体は何が違うかということで説明がありました。一般の町営住宅については、たしか最終処分場へ持っていく、公費解体と違うのは、運送費それから処分料、この部分もあるということによろしいんですか。ちょっとこの辺がよくわからなかったの、もう一度、公費解体と一般の町営住宅の解体についての、そういう金額までのっている積算で、違うものが何かだけ教えてください。

○建設課長（野口壮一君） 公費解体の場合には、先ほども町長の説明にもありましたように、一時仮置き場が町民グラウンドで受けていたということで、そこまでの運搬費を予定で決められたということです。一般的な町営住宅の解体に伴う産業廃棄物の運搬費については、20キロ以内の処分場に持って行ってくださいという条件のもとで、それぞれの廃棄物の種類によって、また単価が違いますので、それによって運搬費がかかります。それと同じく、処分費も処分する品目によって単価がそれぞれ違ってまいりますので、その辺で公費解体と一般的な町営住宅の差といいますか、違いは出てきているというものであります。

○6番（田上 忍君） もう完全にわかったというのではなくて大体わかりました。

この中で、中原団地の既に解体された2棟4世帯ですか、あったと思うんですけども、これは公費解体ではなくて、一般の解体だったと思います。これについては、大体代表的には大きく分布するとどのようなものですか。今、処分場へ持っていく違いのもので教えてもらっていいですか。

○建設課長（野口壮一君） 公費解体の内容ですけれども、どういうものが含まれているかというのは、ちょっと建設課でも把握が難しいんですが、今回の中原団地の中で、先行に解体した中で、やはり普通に出来ます木のくず、コンクリートがら、それから廃プラスチック類です。お風呂場あたりの浴槽あたり等が考えられると思います。それから石膏ボード、それから繊維です。それと石綿の含有物、いわゆるアスベスト関係が今回の処分の中に出てきているという状態です。

○6番（田上 忍君） それぞれどういうふうな排出状況をしなければいけない、産廃についても。それは先ほど言われた大体20キロメートル以内のところを持ち込みをされたということによろしいですか。

○建設課長（野口壮一君） 県の指定した20キロメートル以内の範囲の処分場に持ち込まれて

いると。最終的には、産業廃棄物の産廃状況、いわゆるマニフェスト伝票で確認をしていくというものになります。

○6番（田上 忍君） そうしましたら、大体わかりました。

これから中原団地、序々に解体されると思います。これはまだというか、もう出ているんですか。いつ出すんですか。

○建設課長（野口壮一君） 中原団地の解体につきましては、8月1日に指名審査委員会を行いまして、今週末に一応入札の予定になっております。

○6番（田上 忍君） 前回の議会の中で今年度中にすべて解体するというものであります。それから出して、その計画どおりに進むことができるのでしょうか。大体完了目途はいつですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回、中原団地の解体につきまして、工期を短縮することも考えて、3つに分けて解体工事を発注しております。解体は9月末ぐらいから入札後、工事の着手に入ってもらえれば、私どもとしても、各種も年内ぐらいにはどうにか解体を終わってほしいというのがあります。11月に避難勧告解除をして、帰ってこられる世帯の人のためにも早く解体を終わらせるように指導していきたいと思います。

○6番（田上 忍君） まず実際、入って来られる、ということは、まだ今を見ていると、入ってこられてから解体というのも一部あるかと思います。町長は前回、この辺の前に安全・安心な地域に中原をしたいということを言われています。これで、解体やっている最中に帰ってもう入居者がいると、こういうところで安心・安全なんでしょうか。この辺はどうお考えになりますか。業者団体でなくてもいいですから。

○建設課長（野口壮一君） 解体工事が一部残っている。それから、団地内に入りますと右側の熊本県の急傾斜地の対策工事もちょうと残っております。帰られてくる世帯にも、前もってこういう工事が残りますということで、これは全世帯にお知らせをもう既に行っているところです。

先ほど議員がおっしゃるように、安全対策については業者それから発注者ともに、その辺の安全対策には十分留意して進めていきたいと思います。

○6番（田上 忍君） はい、事故のないようにお願いしたいと思います。

最後にもう1つです。前回の議会で町長は、今回の中原団地の解体は、この予算議会で何棟かは、何件かは残しますよということは聞いていた。それがいつの間にか予算をや

り取りして今年度中に中原団地は全部解体しますとなった。これに対して、わざわざここは担当課に必ず聞いてくれと。だって、我々に、もともと何の情報もないのにどうやって、じゃあ執行部に聞きに行くのですかと。毎回どうやってするのですかと、何か変わったことありませんか、何か変わったことありませんかと。おかしいんじゃないかなと思うんです。

というか、町長が言っているのは、できる限り伝えていきたいと思いますが、増えていくものを伝えることはできませんと。こうやって、副町長は委員の経験があると思うので、副町長、どう思われますか。執行部が議会の中でこうやって、幾つか残るよと。それって言うておいたのを、議会に黙って、もう今月で全部終わりますと、勝手に決めてしまっている。これを我々はどうやって知る術があるというか、どうやってこれを知る、これ以外があるのでしょうか。ちょっとそこら辺をお願いします。

○副町長（本田安洋君） ちょっと私、意味がわからないんですが。

○6番（田上 忍君） 議会で途中、中断がありましたよね。あのときに、何かいろいろ調べられていたでしょう、皆さんが。そのときのやり取りです。そのときに、私たちは当初予算で中原団地についてはすべての解体は今年度中にできないから、何棟かは次の翌年に繰り越してそこでやりますと聞いていたんですよ。それが、この間の議会では建設課長から全戸今年やりますと。だからこれって、いつ変わったんですか。そういうのを我々はいつ知ればいいのか。

それでは議長、もう1つ。だからそのときに町長は、そうやって疑問があったら担当課、担当係に聞いてくれと言われていました。だって、何もこれがない、私たちは聞きに行けませんよ。というふうに私は思うんです。どうですか。

○建設課長（野口壮一君） 今回の議会でも、解体戸数が違うんじゃないかという議員からありました。繰越予算と、それから30年度の予算を合わせて解体工事を行っているということだったんですが、いわゆる老朽化している住宅を、50戸ほど予定をしていたんですけど、今回その前に発注してございます35戸老朽化しているものも解体を先行していったという。あとの分についても、建設課の職員でもかなり住宅を回って、「もう老朽化しているから解体させてください」ということで、かなり回っていったんですけど、なかなか了解が得られないということで、その分、今年の3月議会でも、やはり今議員が不安されたように、いつまでも解体工事を、帰ってこられる世帯がおられる中に解体工事を継続させていくと

いうのも、安全性の面からも考慮したところで、今回、もう27戸あるので、残りも23棟変更で、もう期間に解体しますということを答弁したと思います。

災害支援特別委員会あたりでも、やはり執行部側もその辺を密に情報を流していくことも必要だったのかなと思っております。

○6番（田上 忍君） だから、私が最終的に言いたかったのは、協議の際にも、実は疑問があったら担当に聞いてくれと、こういうふうを示すんじゃなくて、今回は議会報告できなかった、報告がなかったから、議会からこうやってちゃんとどこかで報告しますというふうに言ってくれますか。私はもう何もなかったんです。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（田端幸治君） お諮りします。ここで午後1時まで休憩をしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 報告第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第2、報告第6号、「財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） お尋ねします。

実質公債費比率は平成29年度で、0.1ポイント増加となっています。過去5年間の地方債の残高を教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

過去5年間ということで、平成25年度からということでお答えしたいと思います。まず、平成25年度です。77億89万2,000円です。26年度は76億3,221万6,000円です。27年度は75億3,795万5,000円、28年度は102億9,896万4,000円です。29年度になります、130億2,649万5,000円となっております。

○4番（中城峯雄君） 熊本地震以後、それまで75～76億円で推移していた地方債の残高が、

かなり30年度は上がってきていると思います。こういった状況です。それがこの実質公債費比率は、この比率でいきますと0.1ポイント増加になっておりますけれども、この起債の増加は何年後に影響してきますでしょうか。例えば平成28年度、29年度の増加分ですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の熊本地震関連の地方債につきましては、2年据え置きを今度ありますので、大体平成31年度から本格的な償還が始まります。ですので、償還額につきましては、平成30年度が大体7億円に対しまして、平成31年度が約9億5,000万円程度に増加します。また平成30年度が10億8,000万円と試算しております。今年度と比較しまして、大体3～4億円程度増加となる見込みと考えております。

○4番（中城峯雄君） であれば、平成31年度からはこのポイントが上がってくるということですね。はい。

これは災害復旧ですから、地方債が増えた、いわゆる起債が増えた分については、地方交付税で還付されると思いますけれども、大体どれぐらい見込み予定ですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今回の熊本地震に関しまして多額の地方債の借入れを行っております。この熊本地震の災害復旧等に係る起債につきましては、ほとんどが交付税措置されることになっております。起債において、措置率が異なっておりまして、平均して大体8割強の交付税を受けることを、今現在私たちは見込んでおります。

○4番（中城峯雄君） 交付税だから、平成31年度から、今80%措置を一斉に返ってくるわけではないですね。何年間に分けて返ってくるんですね。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、交付税を借入れまして、それを毎年今後償還します、元利償還。その元利償還に対して8割返ってくるという形になります。

○4番（中城峯雄君） はい、わかりました。

それでは次の、今地方債残高は増加している。我々一般人の町民から見ますと、増えているから、将来の負担比率は、それは大丈夫かという皆さんの声があるんですけども、これは逆に1.9ポイント改善しております。改善して106%になっておりますけれども、その理由を教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 将来負担比率についてお答えいたします。一般会計等が将来負担すべき自主的な負債を標準財政規模を基本としまして、その額に対する比率をこれは表したのとなっております。計算式の分母に標準財政規模から元利償還金等に係ります

基準財政需要額、歳入額、これを控除した額になっております。また、分子に対しましては、起債の残高の将来負担額から充当可能な基金と、もう1つは地方債残高等に係ります基準財政需要額の歳入見込額を控除したものとなっております。平成29年度、これは議員がおっしゃるように、地方債残高は増加しているものの、控除数は地方債残高に係ります歳入額も増加しております。加えて平成28年の熊本地震の復興基金、創意工夫分です。これが約5億円が積み立てたことによりまして、将来負担額から控除する額が大きくなったことにより比率が改善したと、減少したということになっております。

○4番（中城峯雄君） はい。復興基金も寄与していますよね、この指標からいきますと、健全化までは350%で、まだまだかなり開きがあります。でも私が調べてきましたが、経常収支比率は前年度より1.5%悪化して92%となっております、これは80%を超えると、財政が弾力性を失いつつあるということを書いてあるんです。だから、私が言いたいのはこの4つの指標だけで安易に、この判断だけで考えると、一方ではそういうふうには隠れた部分がそういった比率で、より財政化、弾力性が失われつつあるという状況です。でもこれは地震の災害復旧ですので思いませんがね。これからいかにそういった地方交付税とか、いかに今後それを還付を受けるかということが課題でありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第7号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第3、報告第7号、「専決処分の報告について」を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 報告第8号 専決処分の報告について

○議長（田端幸治君） 日程第4、報告第8号、「専決処分の報告について」を議題とします。  
質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告を終わります。

次に、平成29年度御船町一般会計・特別会計及び水道事業会計、歳入歳出決算審査に係る監査委員の報告を求めます。

○監査委員（山下誠雄君） 監査報告を申し上げます。

ただ今、議長から決算審査に係る報告を求められましたので、平成29年度御船町各会計の決算審査に係る御報告をいたします。

町長から、平成30年6月5日付けで、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成29年度御船町水道事業会計決算についての審査を監査委員に付されましたので、平成30年6月12日に審査を行いました。また、平成30年7月24日付けで地方自治法第233条の2項の規定により、平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算についての審査を付されましたので、平成30年7月29日から同年8月10日まで審査を行いました。

審査の結果、各会計とも、決算関係調書、書類においては、関係諸法令及び諸条例に依拠して調整されており、係数は正確で、予算の執行はおおむね適正な処理がなされておりました。

なお、決算審査の内容につきましては、お手元に配布しております決算審査意見書にて御確認いただきますようお願いいたします。

平成30年9月18日、御船町監査委員、山下誠雄。同じく沖徹信。

以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 認定第1号 平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算について

○議長（田端幸治君） 日程第5、認定第1号、「平成29年度御船町一般会計歳入歳出決算について」を議題とします。

一般会計の歳入について、1款、町税から13款、使用料及び手数料までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、お手元に決算書を用意してください。青色の表紙

になります。説明してまいります。

各会計の決算額につきましては、先般の町長の説明、それから私から説明しましたので省かせていただきます。各款・項・目ごとに右側の備考欄について、主な事業内容それからポイントなどを説明してまいります。

まず、歳入の町税から、税務課長から説明をいたします。

○税務課長（上村欣也君） それでは、決算書で説明をしてまいります。

19ページをお願いいたします。1款、町税。1項、町民税。1目、個人。収入済額4億7,256万5,528円。所得割と人口割です。2目、法人。収入済額9,671万3,900円。所得割と均等割です。

2項、固定資産税。1目、固定資産税。収入済額6億7,659万6,551円です。土地・家屋・償却資産等です。2目、国有資産等、所在市町村交付金及び納付金。収入済額368万2,500円です。これは国・県からです。

3項、軽自動車税。1目、軽自動車税。収入済額6,278万7,363円です。

21ページをお願いいたします。4項、市町村たばこ税。1目、市町村たばこ税。収入済額1億994万8,444円です。

5項、入湯税。1目、入湯税。収入済額189万420円です。

以上で、町税の説明を終わります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 続きまして、2款、地方譲与税。これはいったん国が国税として徴収したものを、後で一定の割合で市町村に譲与するものです。1項、1目、地方揮発油譲与税2,233万4,000円です。2項、1目、自動車重量譲与税5,485万4,000円です。

3款、利子割交付金。預貯金に対する利子に課税されるもので、それを県納されたものを一定の割合で県が市町村に交付するものです。1項、1目、利子割交付金236万3,000円です。

22ページをお願いします。4款、配当割交付金。株式の配当所得について、市町村の県民税の額に応じて按分して、自治体に交付するというものです。1項、1目、配当割交付金327万9,000円です。

5款、株式等譲渡所得割交付金。これは配当割と同じように株式の譲渡所得について、一定の割合で市町村に按分交付するというものです。1項、1目、株式等譲渡所得割交付金466万6,000円です。

6 款、地方消費税交付金。地方消費税の半分を国勢調査の人口、それから事業者統計の従業者数に応じて按分されるというものです。1 項、1 目、地方消費税交付金 2 億 9,949 万円です。

7 款、ゴルフ場利用税交付金。1 項、1 目、ゴルフ場利用税交付金 1,383 万 6,469 円です。

24 ページをお願いいたします。8 款、自動車取得税交付金。県に納付された自動車取得税に係る配分金を道路の延長、それから道路面積で按分して交付されるというものです。1 項、1 目、自動車取得税交付金 1,934 万 6,000 円です。

9 款、地方特例交付金。これは住宅ローン減税等に伴い、所得税から還付が発生します。所得税で引き切れなかった分は、地方税や町民税から引くこととなります。その分町は税収となりますので、国からこれに対して補填されるというものです。1 項、1 目、地方特例交付金 938 万 9,000 円です。

次に、10 款、地方交付税。これは基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される普通交付税と、基準財政需要額に反映することができなかった具体的な事情を考慮して交付される特別交付税になります。1 項、1 目、地方交付税。普通交付税と特別交付税を合わせまして、収入済額 30 億 6,050 万 3,000 円です。

11 款、交通安全対策特別交付金。1 項、1 目、交通安全対策特別交付金 126 万 4,000 円です。

12 款、分担金及び負担金です。26 ページをお願いします。1 項、分担金。1 目、農林水産業分担金。農地等災害復旧費分担金は、事業を繰り越しておりますので、収入済額はありません。同じく、1 目、農林水産業費分担金繰越明許 29 件分で 174 万 5,100 円です。3 目、総務費分担金。収入印紙等売りさばき分担金で 206 万 7,000 円です。

2 項、負担金。1 目、民生費負担金。収入済額 1 億 2,455 万 8,816 円です。主なものは、1 節の児童福祉費負担金で、公立保育園利用料 4,597 万 500 円。私立保育園利用料 5,206 万 4,500 円。2 節の老人福祉費負担金で、老人ホーム入所自己負担金 1,413 万 8,659 円です。28 ページをお願いいたします。3 目、農林水産業費負担金。収入済額 344 万 4,600 円です。これは天君ダム管理負担金になります。4 目、教育費負担金。収入済額 61 万 2,040 円、小中学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金と、英語劇参加負担金になります。

13款、使用料及び手数料。1項、使用料。3目、商工使用料。収入済額24万4,040円です。観光交流センター、街なかギャラリーの使用料になります。30ページをお願いいたします。4目、土木使用料。収入済額4,333万5,491円です。町営住宅の家賃などになります。5目、教育使用料。収入済額1,995万9,222円です。恐竜博物館観覧料や小中学校体育館使用料とカルチャーセンターの使用料になります。6目、農林水産使用料22万3,860円です。広域農道敷きの使用料7件分となります。

2項、手数料。1目、総務手数料。収入済額1,365万2,572円です。各種証明手数料になります。32ページをお願いいたします。2目、衛生手数料。収入済額49万7,600円、一般廃棄物処理許可手数料及び狂犬病予防事務手数料になります。

以上で、説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。1款、町税から13款、使用料及び手数料までについて、質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） まず、これは以前にもお聞きしたところがあるんですが、この決算書及び決算書に付随する成果説明書の書き方です。今議会で、前回議会に続きまして、若干の改善がなされて、それは結構なことだと思います。ただ、やはりまだまだ改善の余地があると。以前私たちは議会で根室町というところを訪れました。そこで非常に詳細な予算書及びこちらの成果説明書が作成されておりました。それは、議会説明のためだけにではないんです。執行部側でもそれを作ったことに対して大変有意義な点があると。予算を請求するときにも成果を検証するときにも。そのような面で、これは単に議会に対する説明だけではなくて、お互いにそれは、こういう詳しい説明をするというのはいいことだと思うんです。

根室町の決算の資料をホームページで御覧いただけます。見られるものを整備いたしましたので、次回以降そういう検討をして、よりよい決算書、よりよい成果説明書を作成していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 私も先日聞きまして、ホームページを見ました。それはやはりわかりやすいと。だから、議員がおっしゃったように、これをただ作るだけじゃなくて、それを課内とか庁舎内でやはりいろいろ資料作りとか、そういうのを参考にして、今後検討していきたいと思います。

○5番（福永 啓君） 詳しくは、一般質問で触れたいと思います。それにこれは議会への説

明だけじゃないんです。町全体にとって、この資料を作るということはいいことだと思いますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

続きまして、18ページから19ページ、町税です。今年は昨年よりも増えている。しかし、震災以前の平成27年度決算に比べると、まだ相当少ないんです。この点が震災から予想されるんですが、震災ということで疲弊することによろしいでしょうか。また、減収になった町税、これに対して国・県等から、その減収に対する補填、補償もしくは交付税措置、そのあたりは何かあるんでしょうか。

○税務課長（上村欣也君） お答えします。

まず、町税が昨年度より6,505万円増えております。ですけれども、震災前の平成27年度に比べますと約3,468万円ほど少なくなっております。一応理由といたしましては、まず町県民税において、地震による雑損控除の課税額の減少というのが1つです。それともう1つは、固定資産税による、地震で家屋の棟数の減少というのが理由になると思われま

す。

また、国や県からの補填の措置なんですけれども、これにおける補填はございません。ただ、財政面においては、先ほど坂本課長が言いましたように、減収の補填の直接交付金というものはございます。

○5番（福永 啓君） 理由は単に地震なんです。地震でやっぱりこれだけの減収があって、またほとんど戻っていないんです。ただ、それについての国からの直接的な補償はないということなんですね。

次に24から25ページです。これにもきっと以前に関係してくるんですが、この地方交付税、平成28年度に比べて地方交付税は5億5,000万円ほど減少しているんです。一方、歳入は、調定額ベースだと、平成28年度は157億7,000万円、29年度は187億円と、29年度が増えているんです。ということは、歳入に対する交付税の割合数が激減しているんです。震災前はどうかと。震災前は、歳入76億円に対して交付税26億6,600万円と、あまり変わらないくらいでした。なぜこのようになるのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、平成28年度に比べまして29年度は減少している要因について、これは熊本地震の発生に伴う特別交付税の減によるものです。決算ベースで、平成28年度の8億6,500万円に対しまして、29年度、これが5億9,600万円となっており、2億6,900万円の減となっ

ております。平成28年度は熊本地震発災の年で、初年度でありまして、災害応急対応に対する特別交付税措置が大きかったことによるものです。

また、歳入につきましては、平成28年度、29年度は、熊本地震の災害廃棄物処理や災害復旧等に対します国・県からの支出金及び地方債が大きくなったため歳入総額が大きくなっております。特に、平成29年度は28年度からの繰越事業もありまして、平成28年度より大きくなっている状況であります。

次に、地方交付税のうちの特別交付税につきましては、熊本地震の影響を受け増減していますが、普通交付税については、今のところ熊本地震に係る経費については算入されていないため大きな額の変更はありません。よって、平成28年度、29年度については、歳入総額は増加したものの、普通交付税の額については通常の年度と大きく変化はないという状況になっています。歳入総額に占める割合は小さくなっているということになっております。

○5番（福永 啓君） 先ほど中城議員の質問にもありましたが、返ってきたのが、平成30年度から返ってくるから、それから増えていくんだらうかと。そこがやっぱり、じゃあ2億円、3億円、今後平成30年度から御船町は返すお金が増えるんです、震災のために。では、復興で、丸々その分の8割でもいいですよ。それは本当に、こうしてきちっと返ってくるのかどうか。これをやはり、まして金融財政の厳しい中で、大変予定を、本当にできるのかなと、また検証もしづらいところだと思うんです。

このホームページに関しまして、特別交付税がさっき最初に返ってきたとおっしゃいましたよね、震災当初、いろいろ使ってから。私たちは、その町はそこでもうほとんど財政調整基金、私たちの貯金です。それをもうありったけ出して出して、出しまくって、それに対応してきたんです。で、返ってきたお金というのは、まあ、ちょうど半分ぐらいですか、言ってしまうと、しか返ってきていないと。少なくとも、十分なものは返ってきていないと、私は言わざるを得ないと思うんです。財政は非常に厳しい。この中で、少しずつは増えているんですが、ちょっと簡単に今後この交付税について、どうやっていこうと思っていられるのか、見通し等を、見通しです、ちゃんと入ってくるのか。財政調整基金の見通しとか、財政の見通し、簡単にちょっとわかりやすく説明していただければ、伺いたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

災害に関します起債の借入れ、多額になっております。ただ、これが交付税措置されるということで今なっておりますけれど、この分は普通交付税のルール分によって、基準財政需要額に反映されるということで、もう必ず、国のルールに基づいて基準財政需要額で算入されますので、私は先ほど8割ぐらいと言いましたけれど、本来熊本地震に関する分は9割ぐらいはこの中に含まれてくるものと思います。ただ、財政的にやはり今後これだけ1回、平成28年度は90万円ぐらい、残りをほとんど財政調整基金を取り崩して、最終的には積み戻しができました。ただ今後、特別交付税あたりでももう少し、若干上乗せあたりで返ってきます。先ほど私が言いましたように、すべてがまだ交付税で反映されておりませんので、その分は地方交付税も若干、もう少し増えてくるものと考えております。ただ、起債が増えるということは、それだけ借金もあるということですので、やはり今後、なるべく有利な起債を借りるように心がけて、また歳出だけではなくて、今後は歳入の確保も図っていきたいと考えています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 19ページ、ちょっと見方というか、そこで質問したいと思います。固定資産税現年課税分がありますけれども、その中に不納欠損額が出ているんですけども、大体現年課税分と、もう1つは滞納分があると思うんですけども、何でその年に不納欠損分が出るかなと思ったものですから。

○税務課長（上村欣也君） 森田議員におかれては、固定資産税の滞納の繰越分。

○2番（森田優二君） いえ、現年度のうちの中で、不納欠損が出ているでしょう、2万5,000円。

○税務課長（上村欣也君） これは、調べてから、また。

○2番（森田優二君） もう1つ、その下の軽自動車、ここも8,000円の不納欠損が出ているんですよ、現年で。これも一緒に調べてください。

○税務課長（上村欣也君） はい、わかりました。

○2番（森田優二君） それと、滞納の関係で、今の経費の下のところ、次の21ページに、滞納繰越分が書いてあります。この見方ですけども、もともとの予算というのは、これが88万円ですね。確定が445万円、収入済が177万円です。そしてここで、不納欠損が出ております。すると最終的には収入未済分が230万円と出ておりますけれども、この収入未済分と、前のページの現年課税分の最後の収入未済分です、ここの2つが私は、これは平

成29年度分ですので、30年度の滞納繰越分の予算に入ってくると思うんです。

平成28年度を見たんですけれども、28年度は大体今のを足した分で450万円ぐらいになります。ところが、この平成29年度のこれには全然反映してないんです。だから、そういう数字の反映はちょっとできとらんもんで、そこらあたりがどういうふうになっているのかなと、ちょっと疑問に思いましたので。

○税務課長（上村欣也君） 今のお尋ねについて調べますので、後から答えます。

○2番（森田優二君） それでは、今の件ですけれども、最終的には、不納欠損額が98件の37万6,100円となっております。98件、これは結構多いと思うんですけれども、収納率向上をするために、どのような対策をとっておられますか。

○税務課長（上村欣也君） お答えします。

まず、町税といたしましては、原因としまして、徴収あたりにおいては、取るか、押さえるか、落とすかというのが3本柱になっているわけです。取るということであれば、集金、差し押さえ等で取る。押さえるというのは不動産とかいろんな不動産。落とすというのが、この不納欠損に載せております、こういう形で落とすという形で、日頃の業務として落とすことも、私たちの仕事と思っております。

ただ、5年を経過したから出さなきゃいかんというのではなくて、やはり滞納者はそれぞれ生活の維持もごさいます。徴税吏員の見極めとしまして、こういう形で落とすという判断もありますし、県の指導からも不納欠損をなさいという、それなりのそういう請け合いもしておるということでございます。

また、こちらに町長まで回します滞納処分の停止の調査の決議書というのがございます。これは、滞納者に対して地方税法15条の第7項の第7号に出ております。これは、無財産であるとか、または生活の困窮であるとか、そして所在が不明という形で、自分が不納欠損によってし損した予算、それぞれありますので、それを見極めながらいっています。中には搜索をしながら、その方の生活の苦勞をして、もしそこに財産がなかったりとか、預貯金がなければ、そういう不納欠損の目的というのは、搜索のやり方もおかしいと。

○2番（森田優二君） 全般において、いろいろ回りながら、少しでもこういった不納に持っていけないというところで努力されているのはわかるんですけれども、ちょっと件数的にも多いし、結局は不納欠損で5年5年で5年分ですので、毎年これぐらいの欠損が出てくるかなと思ったんですけれども。そうした場合、今で言うところのあれはよくわかるんで

すけれども、そこらあたり少しでも減らしてもらおうというか、そういうふうにしてもらえればと思います。よろしくお願いします。

それと31ページ、住宅の使用料がありますけれども、これはなかなかわかりにくいところがあります。最終的には4,500万円に対して途中で調整して5,200万円です。収入済で4,000万円ということで、1,200万円ほど未済で残っておりますけれども、今ちょっと前に質問したところが、この未済のところというか、結局滞納が繰り越しで上がっていたんですけれども、ここではそれがありません。よく見ると、住宅使用の過年度分が出ているもので、そこらあたりなぜ、単純に過年度分で上げてあるかなど。滞納しているなら間違いないと思いますけれども、そこらあたりの何かな、明細はあるんですか。

○建設課長（野口壮一君） 30ページの住宅使用については、調定額は5,247万7,900円ということで、一括で調定額として上げてあるものですから、そこら辺で見えにくいところがあると思います。内訳として、現年が4,157万5,000円、過年度分が1,090万2,900円ということで、内訳はなっております。

今、議員がおっしゃるように、今回の平成29年度の収入金額あたりが、来年度のこの調定額に仮の分として反映していくということになります。先ほど言いましたように、何か表記の仕方あたりに工夫をしていきたいと思っています。

○2番（森田優二君） もう何遍も、一緒と思うんですけれども、予算というのは、言うなれば、住宅の場合、予算だてをここに記入と思うんです。この予算だけの部分が、私が見たとき、この一番初めの、4,500万円しか見えんとですね。ところが実際的にはそうじゃないと思うんです。大体、今使われている住宅で、全部1年間収入があった場合、これは途中での出入りは別にして、それが予算だと思いますので、そこらあたりを計算した場合、大体頭の金額は幾らになるんですか。恐らく今すぐはわからないと思いますけれども、まず私たちが予算立てをする場合は、必ずそこから入っていくもので、ちょっとそれが全然ここに見えてこないと思うんです。

○建設課長（野口壮一君） 次年度の予算を立てるときの住宅使用料というのが、言われるように4,510万1,000円で、これが当たり前に徴収したときの予算になるかと思います。予算を立てる時期と、それから決算の時期です。このところが相違がありますので、今平成29年度の収入済額というのが見えていますけど、この予算要求をするときまでにここが最終的に確定しないというのが、ここで差違がある1つの要因ということになるかと思いま

す。

○2番（森田優二君） ちょっとわかりにくいところがあるんですけども。そしたら、平成28年度、これは大体収納率が80%、29年度が大体76%ぐらいですかね。結構収納率が悪くなっているんですけども、そこらあたりの要因と、あと今後どうしていくのか、そこらあたりまで含めて、よろしくをお願いします。

○建設課長（野口壮一君） 議員の指摘のとおり、平成29年度の収納率が悪くなっているということで、中のほうをどう原因かということをかなりたどっていきました。まあ、1つは、災害業務の中での住宅の使用料の徴収体制がなかなか整っていなかったというのは1つの最大の理由であります。督促あたりも出した回数が少ないというのが見えてきました。平成30年度4月からになって、新しい年の調定を位置付けて上がってきますけど、私も感じて、これではだめだということで、まずは本人への催促あたりをちゃんとやりなさいというのを指導をしております。その辺でできないものについては、連帯保証人にも通知を出しなさいということで指導をしております。行った結果、連帯保証人が保護者の方もいらっしやいましたので、保護者が代わりに払われたりとか、あとは分納の相談に来られたりとか、そういう効果は出ております。でもまだまだ徴収率を上げるために、災害業務の傍ら、これは避けて通れない業務ですので、そこは連携しながらやっていきたいと思いますということで、係内でも協議を行ったというところでもあります。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） すみません、ちょっと聞くのを忘れていまして。

まず、さっきありました住宅使用料です。この予算の4,500万円、これというのは、これは純粋に町営住宅の家賃を全部足したら4,500万円になりますよということ、と聞こえたんです。それとして、調定額というのは、過年度分までの未納額がございませうでしょう。それを足したら、大体今回過年度分までの未納額を足した金額が調定額であると。そして収入済額というのは、実際に取れたお金ということですよ。

そうしますと、この住宅使用料と調定額の差額がずっと積み上がってきた収入未済額に当たる。そうしますと、収入済額が今年はそれよりも少ないですから、収入未済額がちょっとふくれ上がるような結果になっているというのがこれかなと考えてよろしいのでしょうか。

○建設課長（野口壮一君） 今、議員が今の見解でおっしゃられましたと思います。

○6番（田上 忍君） 31ページの道路占用使用料、この説明をお願いします。

○建設課長（野口壮一君） これは町道敷きに占用されているもの、例えば個人の引かれている給水管だとか、それから宅地に入るところの道路の一部使用とか、そういうものが積み重なったものが道路占用使用料として上がってくるものになります。

すみません、それと電柱関係もこの中に含まれております。

○税務課長（上村欣也君） 先ほどの、森田議員の質問にお答えいたします。

まず、現年度の不納欠損についてということで、固定資産税2万5,147円、これは納税者から耕作法人で、熊本地裁へ破産宣告を申し立てましたが、破産2件の終結をし、差し押さえるべき財産が存在しなかったために不納欠損の処分を行ったということです。

また、軽自動車税の8,000円です。これは納税者が亡くなっておられて、財産調査を行ったものの、差し押さえるべき財産が存在しなかったために不納欠損で処理を行ったということになります。

あとは、収入済額です。

○建設課長（野口壮一君） 先ほど森田議員と福永議員の質問に対する、ちょっとすみません、私のほうが、見解が間違っていますという訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど住宅使用料の予算の部分ですが、本来であれば、この調定額から現年度分、過年度分が入ってくる分になります。それに徴収率等を掛けたものが予算として4,510万1,000円ということで、こういう予算額の請求というものになります。

○議長（田端幸治君） よろしいですか。

○2番（森田優二君） この調定額が要するに今年のと去年分の残った分を足した分ということね。だけん、これが大体全体の予算だけれども、その0.8で、予算としては今の数字のやつを上げているということですね。わかりました。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

続いて、14款、国庫支出金から16款、財産収入までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 32、33ページをお開きください。14款、国庫支出金。1項、国庫負担金。1目、民生費国庫負担金。収入済額5億7,710万4,446円です。主なものは、1節、児童福祉費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費1億8,727万7,781円、9

節の障害者福祉費国庫負担金の障害者自立支援給付費負担金が1億5,214万1,701円、11節の児童手当国庫負担金1億9,513万2,332円です。

34ページをお願いします。3目、災害復旧費国庫負担金。収入済額7億7,907万7,000円です。主なものは、1節の公共土木施設災害復旧費国庫負担金が7億1,170万9,000円、2節の公立学校施設災害復旧事業国庫負担金1,384万3,000円、社会教育施設災害復旧事業国庫負担金5,352万5,000円です。同じく、3目、災害復旧費国庫負担金繰越明許、収入済額7億8,917万3,000円となっております。主なものは、1節の公共土木施設災害復旧費国庫負担金4億2,701万3,000円、2節の小坂小学校施設災害復旧事業国庫負担金が1億8,993万2,000円、スポーツセンター災害復旧事業国庫負担金1億6,349万6,000円です。

4目、教育費国庫負担金。収入済額5,781万9,000円、これは小坂小学校増築に係る国庫負担金になります。

2項、国庫補助金。1目、総務費国庫補助金。収入済額295万3,000円です。税番号制度システム改修に係る国庫補助金になります。36ページをお願いします。同じく1目、総務費国庫補助金繰越明許、収入済額126万8,000円です。個人番号カード交付事業補助金になります。

2目、民生費国庫補助金、収入済額3億7,596万7,274円です。主なものは、3節の児童福祉費国庫補助金の子ども子育て支援交付金2,129万7,000円、南苑会高木保育園新築に係る保育所等整備交付金9,282万円、それと12節の臨時福祉給付金事業費2億4,600万円になります。同じく、2目、民生費国庫補助金繰越明許、収入済額1,664万2,000円です。小坂小学校学童クラブ整備に係る子ども子育て支援整備交付金になります。

3目、衛生費国庫補助金。収入済額16億8,562万7,000円です。39ページをお願いします。主なものは、6節の災害廃棄物処理事業補助金16億5,000万円です。同じく、3目、衛生費国庫補助金繰越明許。収入済額2,200万円です。これも、災害廃棄物処理事業費になります。

4目、農林水産業費国庫補助金。収入済額26万円です。地籍調査費に係る国庫補助金になります。

5目、土木費国庫補助金。収入済額2億3,355万6,990円です。主なものは、1節の社会資本整備交付金4,940万6,000円、2節の中原団地に係る公営住宅復旧事業補助金7,789万7,000円、9節の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金2,885万円、災害関連地域防

災がけ崩れ対策事業補助金1,621万円、宅地耐震化推進事業・拡充事業補助金4,037万9,990円になります。同じく、5目、土木費国庫補助金繰越明許。収入済額6億4,519万4,685円です。41ページをお願いします。主なものは、2節の妙見坂・辻・玉虫団地3団地に係る既存公営住宅復旧事業補助金2億316万4,000円、9節の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金2億711万8,232円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金1億8,486万453円になります。

6目、教育費国庫補助金。収入済額1,383万円です。主なものは、1節の小学生に係る被災児童就学援助補助金470万5,000円、2節の中学生に係る被災児童就学援助補助金351万円、それと4節の町内遺跡発掘調査事業補助金207万6,000円です。同じく、6目、教育費国庫補助金繰越明許。収入済額415万5,000円です。これは、高木小学校屋外トイレ改築に係る学校施設環境改善交付金となります。

次に、3項、委託金。1目、総務費委託金。収入済額19万6,192円です。43ページをお願いします。主なものは、中長期在留者居住地届出等事務委託費15万4,000円です。

2目、民生費委託金612万1,294円です。主なものは基礎年金事務委託金218万4,269円と協力連携経費267万8,025円となります。

3目、土木費委託金。収入済額245万2,131円です。樋門管理委託金になります。

15款、県支出金。1項、県負担金。1目、民生費県負担金。収入済額3億7,846万1,756円です。主なものは、1節の子どものための教育・保育給付費9,363万8,890円、6節の国民健康保険基盤安定負担金9,321万3,637円、後期高齢者医療基盤安定負担金5,067万3,048円、8節の障害者自立支援給付費負担金7,707万849円。45ページをお願いします。11節の児童手当県負担金4,309万3,832円です。

3目、農林水産業費県負担金202万5,000円です。主なものは、農業委員会交付金198万5,000円になります。

4目、災害復旧費県負担金。収入済額335万5,030円です。熊本地震並びに平成29年現年災に係る農地農業用施設災害復旧費負担金になります。同じく、4目、災害復旧費県負担金繰越明許、収入済額1億2,583万362円です。これも、熊本地震に係る農地農業用施設災害復旧事業費負担金になります。

2項、県補助金。1目、総務費県補助金。収入済額8億48万3,561円です。主なものは、11節の平成28年熊本地震復興基金交付金2億7,076万4,000円。47ページをお願いします。

創意工夫分 5 億2,595万1,561円になります。

2 目、民生費県補助金。収入済額 1 億3,529万5,931円です。主なものは、1 節の地域ささえ合いセンター補助金7,791万2,000円、3 節の子どものための教育・保育給付費1,163万4,631円、子ども・子育て支援交付金1,680万7,000円です。48ページをお願いします。同じく 2 目、民生費県補助金繰越明許、収入済額416万円です。これは小坂小学校学童クラブ整備に係る子ども子育て支援整備交付金になります。

3 目、衛生費県補助金。収入済額1,206万6,000円です。主なものは、2 節の小型合併処理浄化槽設置事業補助金1,059万5,000円です。

4 目、農林水産業費県補助金。収入済額 1 億9,838万6,096円です。主なものは、1 節の中山間地域等直接支払交付金4,727万6,997円。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金8,568万4,000円、多面的機能支払交付金、51ページをお願いします。3,950万4,517円です。同じく、4 目、農林水産業費県補助金繰越明許、収入済額 5 億710万9,000円です。主なものは、1 節の被災農業者向け経営体育成支援補助金 4 億4,631万5,000円、2 節の林道施設災害復旧事業補助金、16カ所分で6,079万4,000円です。

5 目、商工費県補助金。収入済額35万8,000円です。これは、熊本県消費者行政活性化事業補助金になります。

6 目、教育費県補助金。収入済額68万5,490円です。主なものは、1 節の「水俣に学ぶ肥後っ子教室」補助金41万1,000円です。同じく、6 目、教育費県補助金繰越明許。収入済額4,952万6,000円です。これは、八勢目鑑橋災害復旧事業に係る補助金となります。

7 目、土木費県補助金。収入済額818万6,750円です。53ページをお願いします。主なものは、災害関連地域がけ崩れ対策事業補助金810万5,000円です。

3 項、委託金。1 目、総務費委託金。収入済額3,827万923円です。主なものは、2 節の県民税徴収委託金2,683万6,982円、4 節の衆議院議員選挙費委託金949万8,369円です。

2 目、農林水産業費委託金。収入済額597万円です。県営天君ダム管理委託金になります。

54ページをお願いします。4 目、土木費委託金。収入済額10万円です。矢形川雑草処理費になります。

5 目、教育費委託金184万5,291円です。主なものは、被災地域の教育力向上プロジェクト事業委託金166万5,291円です。

6目、民生費委託金。収入済額2億566万4,481円です。熊本地震災害に係る災害救助法適用事業委託金になります。

次に、16款、財産収入。1項、財産運用収入。1目、財産貸付収入。収入済額138万4,352円です。主なものは、土地建物貸付収入124万55円です。2目、利子及び配当金。収入済額15万2,457円です。各種基金利子になります。

56ページをお願いします。2項、財産売払収入。1目(項)、不動産売払収入。収入済額78万7,686円になります。

○議長(田端幸治君) 質疑を行います。14款、国庫支出金から16款、財産収入までについて、質疑はありませんか。

○6番(田上 忍君) 47ページ、県補助金の中で、創意工夫分の5億2,000万円上げてありますが、これを今までどんなものに使ったか。そして、あとまだ残っているものがあれば、これからどういうふうに使おうとしているか。このあたりの説明をお願いします。

○企画財政課長(坂本幸喜君) お答えします。

創意工夫分の5億2,500万円の分ということで、まず、平成29年度は2,020万1,000円を充当しております。御船町被災者台帳支援事業として148万6,000円、情報通信基盤施設運営事業としまして1,463万9,000円、それに埋蔵文化財発掘調査支援事業といたしまして476万円、合わせまして2,020万1,000円を充当しております。今後につきましては、予定では、まず情報通信基盤施設運営事業で平成30年度も約600万円程度使う予定です。御船町の農地農業用施設災害復旧事業としまして4,000万円程度、それに熊本地震記録誌の作成事業としまして約900万円程度。

続きまして、まだ予算化しておりませんが、災害公営住宅の用地購入、これに大体7,000万円程度を予定しております。次に、木造仮設住宅の用地購入、これに対して9,000万円程度を予定しております。これを合わせますと大体2億4,000万円程度になります。残った分に対しましては、今後、復興支援、復旧から復興に変わってくると思います。そのあたりの財源としても使っていきたいと思っております。

また、応急仮設住宅の延長となります支援、また御船町としましては、今後御船インター東では企業誘致あたりを、整備に対するインフラ整備が発生しますので、復興事業としてそのあたりに今後は使っていきたいと思っております。ただ、それを2年、3年使うのではなくて、一応8年とか10年あたりで使っていきたいと考えております。

○6番（田上 忍君） 将来の使う見込みというか、それを確認していただきました。先ほどの一般質問で、まず今早急に必要なのが、例のたしか小学校のエアコンではないかなと思うんです。そういう部分には充当できないんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

創意工夫に関しましては、熊本地震に関連する経費の復旧・復興にということになっておりますので、実際、小学校あたり、学校施設あたりのエアコンは、他の市町村あたりは経済対策とか、ほかの事業の補助金とか、その市とか町の単費で行っております。一応私たちも熊本県に確認をしましたが、その分にはもう該当できないと、充当はできないということで、ある程度回答はいただいております。

○6番（田上 忍君） ちょっと残念ですけど。そちらが、ぜひエアコンの補助金を見つけてほしいなと思ったところです。

あと、この創意工夫分について、これは町独自でというか、近隣市町村とは別に、町独自で使うことはできるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） これに対しましては、近隣市町村に同意といいますか、報告して、こういうふうに使いますよということで、近隣市町村に許可といいますか、使いますということを報告して、県でとりまとめて、それを該当する、該当しないという答えが来ております。実際に見舞金とか、そういうのは1回県になりましたけれども、そういうのは使えないということで、近隣市町村、県に1回報告する必要があります。

○6番（田上 忍君） はい、わかりました。また、今回御船町の被災者の方は、町独自にこういうのできるかなということを結構見聞きするんです。だからそういうふうになれたらありがたいなと思ったところです。何か調整して、町民の方から意見があったら聞いてあげてほしいと思います。

続いて、51ページです。ここに金額があるとですけど、シカ7頭分の補助金というのがありますが、これはいったいどういうものに対しての補助金ですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

これは、歳入ですけども、シカ1頭分1,000円について、国から入ってくるということです。

○6番（田上 忍君） 今シカ対策で何かやっていることというのはあるんですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） はい、シカに対する捕獲をしております。

○6番（田上 忍君） イノシシだったら電柵が主だと思いますが、シカは何で、どんなふうにとる、やるんですか。

○農業振興課長（藤野浩之君） お答えいたします。

シカはなかなか難しいんですけども、電柵とか、あとワイヤーメッシュ等で防除するとかいうところで、その対策もなかなか難しいところであります。

○6番（田上 忍君） それでは、続いて歳出で質問したいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 34ページ、この平成27年度、28年度と地方創生拠点整備交付金が入っていたんですが、今年はここに入っていないと。そうしますと、平成29年度においては、地方創生関連の事業がなかったということになるのではないかなと思うんです。その理由をお答えください。

また、地方創生関連では、今後どのような事業を予定しているのか、併せてお答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、諸収入の過年度収入で、63ページになります。ここに吉無田高原緑の村キャンプ場整備事業ということで4,997万円を受け入れております。このことが地方創生拠点整備交付金事業の補助金となっております。

また、今後の事業といたしましては、今年度に御船移住促進観光交流プロジェクトで取り組むということで、補助金を受け入れております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（岩永宏介君） 47ページの1節、社会福祉費補助金の備考欄です。その下から2つ目、地域ささえ合いセンター補助金というのは、これは何年間の分でしょうか。

○福祉課長（西橋静香君） お答えします。

地域ささえ合いセンターの補助金になりますけれども、それを単年ごとに補助金を出されるもので、何年まで支給されますという補助金ではありません。そして、平成31年度の補助金は確定しております。

○3番（岩永宏介君） これは、結局仮設住宅の入居者等の関連のお金ですね。

○福祉課長（西橋静香君） はい。

○3番（岩永宏介君） そしたら、例えばこれを2年間の補助ということではありませんか。

というのは、ちらっと聞いたんですけれども、例えば仮設住宅への入居というのは、これは特別な事情があったら、普通原則2年だったんですが1年間延長されましたでしょう。だから、これが出るのは2年で、3年目は入居者が特別使用外が仮設には残る人が出てくるんだけど、3年目には出ないというところが今問題になってきているのではなかったんですか。

○福祉課長（西橋静香君） 地域ささえ合いセンターの対象者が仮設住宅とみなし仮設住宅にお住まいの方、その初年度が地域の方の支援を行ってまいりました。31年度分に関しましては、仮設住宅、みなし仮設住宅の対象者数が減りますので、その金額も減っております。ですので、その次の年度の状況を見ながら、このささえ合いセンターの補助金を終結が決まっていくものだと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 55ページですけれども、土地建物貸付収入があります。備考欄に、土地建物貸付収入124万円ありますけれども、これはどこの分でしょうか。

○総務課長（吉本敏治君） これは今総務課で管理しております普通財産です。この普通財産について貸し付けているものでありまして、町内全部で18件分の個人であったり法人であったり、そういったところに貸し付けている収入ということになります。

○2番（森田優二君） 昨年の社会教育施設の措置、貸付収入額が17万円上がっているんですけれども、これは今年はなかったんですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） 昨年の17万円につきましては、北田代分館の土地を高速道路の業者が借りましたので、その年度までは上がっておりました。今年はありません。

○2番（森田優二君） もう1つです。今の一番下に御船中学校の、これは鉄塔の敷地と思うんですけれども、これが入っております。ところが去年は入ってないんです。ここは毎年じゃないかと思うんですけれども。そこはどうですか。

○学校教育課長（坂本朋子君） お答えします。

以前の経緯については、調べさせていただきます。

○総務課長（吉本敏治君） 今の4万202円ですか、それは総務課でお金は受け入れをしております。

○2番（森田優二君） いや、平成29年度発生したというけれども、そこの部分です。

○総務課長（吉本敏治君） 平成28年度の決算で出ていなかったということですが、28

年度決算はまとめて計上しておりました。分けておりませんでした。土地建物貸付収入という、一括して十何件分を一緒に計上しておりました。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。けれども、こうやって出すときは同じやり方で出してもらわんとなかなかわからないので、よろしく願いしておきます。

それと、57ページ、土地の売払収入がありますけれども、これはどの土地ですか。

○総務課長（吉本敏治君） この土地の売払収入ですけれども、これは主に売り払っているのは、里道・水路です。法定外公共物についてを、いったん譲与申請を担当課にさせていただきます。そして、担当課から現地の確認等を行います。そして、その里道・水路を使用している方がほかにいないかどうか、そういった確認をした上で、問題なければ、譲与の許可が出るかと思えます。ただしその後普通財産に切り替えます。それはあくまでも管理しているのは行政財産であったものをいったん普通財産に切り替えをして、そして売契約をするという手続きをとっております。その合計が、平成29年度は3件ありました。その合計の金額はこの39万円という金額になります。

○2番（森田優二君） はい、わかりました。そしたら、簡単にいいですから、備考欄に書いてもろうとくといいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 金額は小さいんですけども、54ページ、一番上に土木費委託金で矢形川の護岸学校処理ということで予算は30万円上がっていますけれども、10万円しか入っておりませんが、収入が10万円、なぜ減額されたのか。

それと、この10万円は、細かいことで申し訳ないんですけども、どういう使い道をされたのか。

○建設課長（野口壮一君） 歳出の方は199ページになります。河川費の中の委託料の護岸雑草処理委託料10万円です。これが歳出になります。歳入でいただいたものは、これは落合地区に矢形川の落合橋近辺の除草をお願いをしているというところであります。

用途については、これに係る費用等を落合地区でされているというものになります。これは年間委託ということとして、毎年額で10万円県から来て、落合地区に支出をしていくという状態であります。

○4番（中城峯雄君） 落合地区には助成しているということですが、私は高木地区ですけれども細かいことを言って申し訳ないんですけども、年に2回甘木橋の周辺は全部護岸を

区で除草しているんですよ。矢形川は県の管理ですよ。県で、何でしてくれんのかなと
いつも疑問を持ちながら皆さんが、もうこが伸びているからですね。それで切っていま
すけれども。落合地区出されているのであれば、甘木地区の橋の周辺は全部、5月と8月
に切っていますので、見に来てください。

そういった疑問を持ちながら、高木では自分たちのところも、やっぱり地域は自分た
ちで何とかしようと思うんですが。では、何かそういったことを頭に置いて、現場でやっ
ぱりですね。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○1番（清水 聖君） 45ページ、被災地域の教育力向上プロジェクト事業委託金、これはど
ういうことか説明してください。

○社会教育課長（宮川一幸君） この166万5,291円につきましては、御船中学校で地域みらい
塾という形を夏休みに入ってから大体3月上旬ぐらいまで毎年行っております。その必
要経費となっております。

○議長（田端幸治君） よろしいですか。

○1番（清水 聖君） はい。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） これで質疑を終わります。

ここで、2時40分まで休憩を取りたいと思います。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時29分 休 憩

午後2時40分 再 開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（田端幸治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17款寄附金から21款町債までの説明を求めます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 56ページをお願いします。17款、1項、寄附金。1目、一般
寄附金、収入済額1億1,982万7,334円、一般寄附金ふるさと納税寄附金になります。4目、
教育費寄附金、収入済額135万5,379円。

18款、繰入金。1項、特別会計繰入金。1目、特別会計繰入金、収入済額1,043万8,689円、介護保険事業特別会計精算返納金になります。2項、基金繰入金。1目、財政調整繰入金、収入済額3億8,786万7,000円。58ページ、2目、地域福祉基金繰入金、収入済額383万4,000円、6目、中山間ふるさと水と土保全事業基金繰入金、収入済額254万2,000円、10目、ふるさと応援基金繰入金、収入済額3,745万4,000円。

19款、繰越金。1項、繰越金。1目、繰越金、収入済額4億2,903万8,343円、純繰越金になります。1目、繰越明許分の繰越金、収入済額6億3,483万3,000円、既収入特定財源分と明許繰越分と明許繰越金になります。1目、事故繰越分の繰越金、収入済額130万円。

20款、諸収入。1項、延滞金・加算金及び過料、60ページ、1目、延滞金、収入済額300万4,824円、住民税、固定資産税、軽自動車税、法人税の延滞金になります。2項、町預金利子。1目、町預金利子、収入済額1万791円、定期預金と普通預金の利子になります。3項、貸付金元利収入。1目、災害援護資金貸付収入766万8,200円。4項、受託事業収入。1目、農業者年金業務委託金32万4,200円、4目、埋蔵文化財調査受託収入819万9,106円、小坂大塚古墳の調査受託収入になります。5目、農地中山間管理機構特例事業業務委託金3万3,000円。5項、雑入。1目、弁償金1億742万2,679円、3目、過年度収入、収入済額8,351万6,529円。62ページ、4項、雑入、収入済額2億7,745万366円。

68ページ、21款、町債。1項、町債。1目、総務債、収入済額はありません。2目、農林債290万円、中山間地域総合事業と県営かんがい排水事業になります。3目、土木債5,630万円、道路橋梁整備事業債、自然災害防止事業債、災害公営住宅建設事業債となります。3目、繰越明許分土木債、収入済額2,990万円、道路橋梁整備事業になります。3目、事故繰越分土木債、収入済額880万円、これらも道路橋梁整備事業分です。4目、消防費、収入済額2億2,737万2,000円、消防施設整備事業債、5目、臨時財政対策債2億2,273万2,000円、6目、災害復旧事業債1億5,250万円、6目、災害復旧事業債繰越明許6億2,930万円、7目、教育費1億9,920万円、教育債繰越明許2,480万円、8目、民生債3,710万円、民生債繰越明許400万円、10目、商工債6,820万円になります。以上、歳入合計182億4,574万8,182円が収入済額となります。

○議長（田端幸治君） 質疑はありませんか。

○5番（福永 啓君） 56ページふるさと納税寄附金、一般寄附金についてお尋ねします。ふ

るさと納税はどのように取り組んでいかれるのか。また返戻金の割合についてお尋ねします。また町に入ってくる金額についてお尋ねします。

○企画財政課長（坂本幸喜君） ふるさと納税経費の内訳として1億1,200万円で商品に4,133万円、広告料200万円、運送料722万円、楽天ふるさとチョイス900万円、町に4,633万円歳入として入ってきます。

○5番（福永 啓君） 地域商品の定義、割合についてどうなっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 町は国から3割以内指導を受けております。検査品の定義はありませんが、県産外のもが入っておりましてので、見直しを県と協議中です。

○6番（田上 忍君） 67ページに観光交流センターの電気料ということで歳入がありますが、観光協会からの歳入というのは、トータルでほかにも何かあるんですか。大体幾らぐらいになるんですか。

○商工観光課長（作田豊明君） 観光交流センターの電気料で5万9,513円ということでここに上がっていますが、ほかには、行政財産使用の使用料がございます。金額的には、先ほどの雑入分がありますけれども、それが今2件あります。

○6番（田上 忍君） 2件だけということですね。ではまた続きは歳出で聞きたいと思えます。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（森田優二君） 67ページの下の方の備考欄ですけれども、特別展の実行委員会収入が1,500万円出ております。これはたしか熊日とTKUだったかな、でやっていると思えますけれども、ほかの金額はどれぐらいですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） この負担金につきましては、まずここに書いてありますように、町が1,500万円、テレビ熊本と熊日が250万円ずつ出資をして実行委員会を立ち上げております。収入は、事業収入につきましては、全体で2,174万4,506円あっております。各負担金を1,500万円と250万円ずつお返ししまして、あと、結局負担割合で、町が0.75、熊日とテレビ熊本が0.125ずつという形で負担割合で返しております。町で返ってきたのが、利益として130万8,379円が収益として町に上がっております。その上げているところにつきましては、57ページで、恐竜博物館寄附金135万5,376円という形になっております。この中には、この事業収入と博物館への一般寄附4万7,000円を足したところで、この博物館の寄附金という形で教育費寄附金で収入として上げております。

○2番（森田優二君） 57ページの真ん中ぐらい、この寄附金に入っているということですね。

○社会教育課長（宮川一幸君） はい。

○2番（森田優二君） それは、寄附金ではなかろう。売上収入だろう。項目がちょっとおかしいんじゃないですか。

○社会教育課長（宮川一幸君） ここで1回教育費寄附金として積み立てて、あとは博物館にまた、博物館の積立金として歳出で出すという形の取扱いをしているところなんです。

○2番（森田優二君） そういうやり方はおかしいんでしょうということを言っているんです。特別展でしょう。特別展で、要するに最終決算で収入があったと。その収入が百何十万円かあった。だったらやっぱりこの、これと一緒に段違いくらいで、収入というか、特別展収入ぐらいのあれで上げていかんと、わかりませんよ。あくまでもそういうところの項目をきちんと考えてもらわないと、特に前は総務文教常任委員会で報告があっていたけれども、平成29年度はたしかあってないです。だから全然わかりません。いずれにしても、これはまた委員長がそういうお願いををすると思うけれども、やっぱりわかりやすいように決算書は作ってもらわんと、誰も今のことはわからんと思います。そういうことがあったけん1,500万円・・・出しているのに、それが返ってきた。そこまではいいんですけども。そうしたら最終的に幾ら収入があったのかなというのが、そういう質問だったんですけども。それは今後考えてください。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田端幸治君） 質疑を終わります。

次に、一般会計の歳出について、担当課長の説明を款・項・目の順で求めます。

1款、議会費、2款、総務費の説明を求めます。

○議会事務局長（福本 悟君） 決算書の78ページから79ページをお開きください。1款、議会費。1項、議会費です。支出済額1億528万9,852円。主なものとして、1節の報酬から4節の共済費までは、議員14名及び職員3名の人件費になります。

次に、11節、需用費の議会広報あおぞら21の印刷製本費として163万8,932円、次80ページ、81ページをお開きください。13節、委託料の会議録作成委託料として151万9,924円、19節、負担金補助及び交付金の県郡町村議長会負担金として72万円、政務活動費交付金として259万9,748円。

議会費は以上です。

○総務課長（吉本敏治君）　続きまして、80、81ページ、総務費を説明いたします。2款、総務費。1項、総務管理費。1目、一般管理費です。決算額が、支出済額4億7,666万9,818円です。次の83ページまでは職員、特別職の人件費などになりますが、この中では、83ページの職員手当等の中で、熊本地震災害に係る中長期的な人的支援に係る通勤手当や時間外勤務手当を決算として計上しております。

次に85ページをお願いいたします。主なものとして、まず9節、旅費821万938円。ここにも熊本地震災害の中に、中長期的な人的支援に係る普通旅費567万6,000円程度を計上しております。次に、13節、委託料です。704万8,096円です。主なものとしましては、法改定システム改修及び財務諸表作成業務委託料の395万2,800円、それから、87ページです。嘱託員研修委託料119万2,980円の決算額があります。続きまして、14節の使用料及び賃借料626万2,706円。この中にも、熊本地震災害に係る中長期的な人的支援に係る住宅使用料559万5,416円を含んでおります。次に、19節の負担金補助及び交付金です。7,713万7,822円です。ここでは、熊本地震災害に係る中長期的な人的支援に係る負担金として6,712万6,972円を含んでおります。

次に、2目、文書広報費です。支出済額は1,014万2,126円です。主なものとしましては、当ページの11の需用費、広報みふねの印刷製本費516万3,720円があります。次に89ページをお願いいたします。12節、役務費が487万8,160円です。これは、郵便の後納料、それが主なものとなります。続きまして、同じく2目の文書広報費の繰越明許です。194万4,000円です。マイナンバー導入に伴う例規整備支援業務委託料を払っております。

次に、3目、財産管理費です。支出済額が9億3,136万2,651円です。主なものとしましては、まず11の需用費1,848万5,391円、これは熊本地震に係る燃料費や、あと庁舎・公用車等の修繕費315万3,370円。それから次の91ページになります。次に、役務費です。1,227万7,673円です。通信運搬費それから全国市町村総合賠償保険金の掛金、建物共済の掛金等がその主な支出になります。続きまして、13節、委託料で1,351万6,121円です。庁舎清掃管理委託料の679万7,520円、それから固定資産台帳整備支援業務委託料の345万6,000円等が主な支出の内容となります。次に、14節、使用料及び賃借料で1,883万5,489円です。コピー機の使用料、それから集中管理公用車のリース料等がこの主な支出の内容となります。

次に93ページ、15節、工事請負費で840万8,880円です。これは庁舎の復旧工事626万2,400円が主な支出の内容となります。そして、25節の積立金です。これが8億5,203万9,413円で、この目の今の支出の一番大きいところとなります。

続きまして、3目、財産管理費繰越明許です。これは決算額が、委託料として129万6,000円、庁舎屋上防水改修工事設計委託料となります。

いったん、ここで企画財政課長に引き継ぎます。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 4目の企画になります。支出済額1億171万3,140円です。95ページをお願いします。主なものは、8節、報償費で、ふるさと納税寄附金に対するお礼の返礼品4,134万7,500円です。12節の役務費のふるさと納税通信運搬費729万9,660円、ふるさと納税ポータルサイト利用手数料674万8,422円、13節の委託料で、ふるさと納税支援サービス委託料892万3,627円、それと19節、負担金補助及び交付金で、熊本バスと産交バスで地方バス運行等特別対策補助金として2,240万4,000円。97ページをお願いいたします。麻生交通へコミュニティバス運行補助金として1,186万4,000円の支出をしております。

5目、地域振興費。支出済額2,327万2,932円です。主なものは、8節、報償費で、地域おこし協力隊謝金6名分で647万4,000円、13節、委託料で、水越・田畑地区と南田代第4区で実施した集落点検業務委託料399万6,000円、それに19節、負担金補助及び交付金のうち、地域おこし協力隊活動補助金として623万2,760円です。

以上、企画課の説明になります。

○総務課長（吉本敏治君） 続いて、98ページ、99ページになります。6目、交通安全対策費。支出済額は1,282万8,163円です。主なものとしましては、11節の需用費921万9,342円です。まず、防犯灯及び街灯等補修の628万7,785円、それから熊本地震災害に係る防犯灯及び外灯の修繕費として145万円ほど支出をしております。続きまして、15節、工事請負費です。108万円、これは学校通学路施設工事を設置したものです。

続きまして100ページをお願いいたします。7目、電子計算費です。支出済額が9,225万2,452円です。主なものとしましては、まず13節、委託料2,206万8,777円です。総合行政システムの保守委託料1,100万円程度、それから住基台帳のネットワークシステムの保守料が約480万円程度等が主なこの支出の内容となります。

続きまして、14節の使用料及び賃借料です。4,462万6,650円で、システムのソフト使用料等が主なその内容となります。19節の負担金229万8,208円につきましては、社会保障

税番号制度システム整備の負担金とその主な支出の内容となります。

続きまして、同じく7目です。電子計算費繰越明許、13節、決算額が270万円。電算の保険委託料270万円です。総合行政システム改修委託料として支出をしております。

次に、102ページです。8目、職員厚生費。支出済額が438万6,506円です。主なものは、13節、委託料。職員健康診断委託料の355万3,256円となります。続きまして、9目の諸費です。支出合計が124万9,000円です。主なものは、19節、負担金補助及び交付金の御船地区防犯協会への負担金とその主な支出の内容となります。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 続きまして、10目、企業誘致費。支出済額273万6,453円です。主なものは、13節、委託料で、企業誘致アドバイザー支援等業務委託料90万7,200円、企業誘致適地検討選定調査業務委託料91万8,000円です。

以上で、企業誘致の説明を終わります。

○税務課長（上村欣也君） 104ページをお願いいたします。2項、徴税費。1目、税務総務費。支出済額9,767万1,796円です。主なものは、12節、役務費の通信運搬費として497万540円で、納付書等の後納郵便料です。13節、委託料の固定資産課税評価業務委託料として960万1,200円で、土地の評価業務の委託料です。

106ページをお願いいたします。2目、賦課徴収費。支出済額1,913万1,564円です。主なものは、12節、役務費の通信運搬費として73万1,879円で、督促状の郵便後納です。109ページをお願いします。23節、償還金利子及び割引料として徴税還付金211万9,293円と熊本地震に伴う徴税還付金1,413万2,700円です。

以上で、税務関係の説明を終わります。

○町民保険課長（宮崎尚文君） 同じく、続きまして108、109ページの、3項、1目、戸籍住民基本台帳費です。支出済額3,457万801円です。人件費のほか、主に19節の通知カード、個人番号カードの関連で、事務委任に係る交付金134万9,000円となります。

○総務課長（吉本敏治君） 次に、110ページになります。4項、選挙費。1目、選挙管理委員会費です。決算額は578万1,572円です。人件費のほかには、委託料として、選挙システムの改修委託料が、その主な支出となります。17万7,100円になります。

次に、2目、選挙啓発費です。決算額が4万326円です。

112ページをお願いいたします。続きまして、6目の衆議院議員選挙費。決算額が950万4,687円です。主なものとしまして、13節、委託料153万1,440円。これは、ポスター掲

示板作成設置及び撤去委託料が主な支出の内容となります。それから、今回備品購入費として28万7,280円、開票支援システム運用パソコンを購入しております。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 114ページ、115ページをお開きください。5項、統計調査費。

1目、統計調査総務費。支出済額5万1,113円です。主なものは、消耗品と負担金になります。

2目、学校基本調査費。支出済額1万951円です。主なものは、消耗品です。

3目、工業統計調査費。支出済額6万8,185円です。主なものは、調査員手当と消耗品になります。

11目、就業構造基本調査費。支出済額30万3,086円です。主なものは、調査員手当24万8,340円になります。

18目、商業統計調査費。支出済額はありません。

117ページをお願いします。21目、経済政策調査設定費。支出済額3,360円です。消耗品になります

22目、住宅土地統計調査地区設定費。支出済額9万4,836円です。主なものは、報酬の調査員報酬9名分で、8万7,000円になります。

○議会事務局長（福本 悟君） 引き続き116、117ページをお願いいたします。6項、1目、

監査委員費です。支出済額134万4,701円。主なものとしましては、1節の監査委員費です。

2名の報酬として90万8,800円。19節、負担金補助及び交付金の県郡監査委員協議会負担金として12万4,000円。

以上で、1款、議会費、2款、総務費の説明を終わります。

○議長（田端幸治君） 質疑を行います。1款、議会費、2款、総務費について、質疑はありませんか。

○13番（岩田重成君） 企業誘致のことでお尋ねをいたします。

せんだってコストコの話がございました。藤木町長、わかるだけお願いしたいと思えます。今の状況です。

○町長（藤木正幸君） この間議会の皆さん方にもコストコの社長がおいでいただいて説明をしたと思っています。現状的には、あのときの内容のそのままです。コストコ側が御船町に進出を希望するというので、進出協定に書いてあったとおりであります。

あとは、そのことを受けて、御船町が熊本県と今調整を図っているところであります。

県・国との調整が今難航していますけれども、県の力をお借りしながら、国にも申請を出していきたいと思っています。

ということで、今現状は、コストコが進出してこれるように、御船町一体となってアタックしているという現状に変わりはありません。

○13番（岩田重成君） 大変いい意見をいただきました。今御船町の町民は大変期待しております。ぜひともお話を進めていっていただきたいと思います。

○5番（福永 啓君） まず、総務費についてなんですが、総務費全体、平成28年度に比べ、1億7,700万円ほど減少しています。恐らく原因は職員の人件費が、前に対しての減ということがわかるんですが、一方で、平成27年度、震災前に比べてみると、まだ1億5,900万円ほど高いんです。ということは、現在も相当の時間外労働が行われているのではないかなと、そういうことが読み取れるんじゃないかなと思います。

時間外労働の現状はいかがでしょうか。まだ80時間とか100時間とかいう職員もいらっしゃるのではないかなといろいろ思うんですよ。夜遅いですよね、私も隣だから、よくわかります。職員の負担はどうか。職員は足りているのでしょうか。そのあたりの見解をお願いいたします。

○総務課長（吉本敏治君） 職員の時間外について、まずお尋ねですけれども、今おっしゃったとおり1億6,500万円程度去年は、平成28年度です、地震それから災害待機に係るものを含めてそれくらいかかっておりました。29年度につきましては大体1,868万3,000円ぐらいですので、昨年度と比べると桁違いに増えるということになります。通常部分が760万円程度、災害待機分として740万円程度、それから中長期の派遣職員分として370万円程度となっております。

それから、時間外勤務手当についていいますと、平成28年、地震が発生した年の12月までは、総務費で一括して管理しておりました。しかし、29年の1月から各課の予算で対応していただくこととしております。それだけ時間外が多くなったということになりますので、事業課で時間外の申し出をしてもらって、その結果に基づいて責任を持って支出をもらう、そういったふうに切り替えております。

今現在で申しますと、震災の対応に係る職員それからその時間、これはともに減ってきております。今現在、熊本地震に関する仕事で対応しているというのは、おおむね農業振興課、それから建設課の職員にもう限られているのではないかと考えております。

それから、現在の職員で足りるかということなんですけれども、今現在、実は今年ももちろん平成28年度もそうでしたし、29年度もかなりの県外に対しての職員派遣の要請を行ったところなんですけれども、何回かこの場で申し上げたとおり、なかなか要請が満たされなかったというのは、引き続き同じような状況が続いております。なおかつ、北海道の地震が発生しましたし、それから西日本の豪雨災害、そういったこともありますので、今後ますます中長期に係る職員の受け入れというのは、とても困難を極めるだろうという予測をしているところです。

そういった中で、職員の安全管理、労働管理、この辺につきましては、産業医もおりますので、毎年これは公務員法で義務付けられている部分もありますけれども、ストレスチェックを行っていきながら、その職員のストレスの軽減を図っていきたいというのが、当面の方策として考えられることかなと感じているところです。

○5番（福永 啓君） 外から見ても、私がそういう中に入って見て、職員の方は相当なものが今あると思います。これは、どうするかといえば、2つしかないんです。数を増やすか、仕事を減らすか、この2つしかないんです、職員の負担は。あとは能率を上げる、そういうのがあるかもしれません、もしかしたら。とにかく、80時間とか100時間を超すのも、これは何とかやらなければいけないというのが、これは地方自治体としては義務だと思います。何とかそういうことに取り組んで、喫緊の課題として取り組んでいただけるよう、心よりお願いをいたしておきます。

続きまして、80ページです。嘱託員報酬、これは110万円減少しております、平成29年度は。これは嘱託員の再編のことによって減少したのかどうかはわかりませんが、現在嘱託区の再編成を行っていますよね。その現状をここで教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず平成29年度に水越地区の嘱託区再編に取り組んでおります。その中で、田畑区、町区、粒麦区、これが1つの嘱託区として水越中央区として、平成30年4月1日から再編しております。その他の地区に関してはまだ協議を続行ということで、1つにまとまらなかったような状況です。

平成30年度におきましては、今、田代東部地区と上荒瀬、下荒瀬、それに上・下迎町を今モデル地区として編成しております。

○5番（福永 啓君） 今、3カ所が進んでいるということでわかりました。

続きまして、84から87ページまで、さっきの職員の話とちょっと深く被るところがあるんですが、職員の研修です。これが旅費に対するものが、たくさん出てきております。やはり、今職員の研修というのは、職員の能力向上またいろいろなストレスの研修とか、どうしたらいいかの研修、こういうものが非常に重要じゃないかと思うんです。大体、延べ何名ぐらいの今年職員が研修を受けて、何回ぐらい行っているとか、簡単にお答えください。

○総務課長（吉本敏治君） まず、この決算額に出ている数字で、払い出した費用の中で答弁したいと思います。まず、行いました有料の研修です。これがまず、人事評価研修です。これは制度改正によりまして人事評価の体制が変わってきたということもありまして、人事評価研修をまず課長級以外、これを149名受けております。それから、評価責任研修として、課長や課長補佐級に22人受講してもらっています。職員を対象としたものが420万円程度、それから評価者を対象とした研修が23万円程度、それから、これ以外に職員全体を対象として実施した職員に対する接遇研修、これが177名受講しました。この金額は交通費のみで7万5,000円程度で済んでおります。

ここに表れていない無料の研修というのももちろんありますけれども、決算額として出ている分については、以上です。

○5番（福永 啓君） そうすると、合計340～350人の方が受けたと、延べ人数にすると、そういうことでよろしいですか。

○総務課長（吉本敏治君） はい、あくまでも延べ人数ということですよ。

○5番（福永 啓君） はい、了解しました。今後いろんな研修を、今後も実施していただきたいと思います。

続きまして、88、89ページ、電気代、水道代、これは残業も減ったので、前よりは少しは減ったので減るのかなと思っていたら、平成29年度は逆に増加しているんです。この主な原因は何でしょう。

○総務課長（吉本敏治君） 単純に考えて想像がつきますのは、少し人数が増えています。平成28年度と比べて29年度は町外からの派遣職員等もたくさん来ていただいていますので、当然人間が増えれば使う電気代や水道代、それは当然増えてきます。それ以外に、一番大きな理由としましては旧法務局です。これを今一般廃棄物協議会が使っております。その電気代として、大体約40万円ぐらい平成28年度と比べて、その分が増えております。で

すから、一番大きな要因としては、その一般廃棄物協議会が使っている電気代。しかしこれは、その電気代等については各町、構成町の負担金をいただいておりますので、増えてはおりますけれども、その分の御船町以外の分は収入としてもらっているということになります。

○5番（福永 啓君） 理解できました。

次は、94ページから各種のバスについてお話ししてもらったんですが、地方バス、コミュニティバス、これに対しての補助金、これは全部で3,400万円ほどです。再三お聞きしておりますが、これはほとんど町の単費持ち出しになっておるように思います。長年の課題でもあるんですが、これは何か具体的な例、これをずっとこうやって毎年増えてきているんです。ですから、これはものすごく増えて、来年の決算はまた増えるという。もう何か、いつかこれをどうやってか止めなければいけないと思うんですが。具体的な対策についての検討等についてお答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今回の熊本地震におきまして、公共交通網の重要性を再認識したところであります。高齢化が進む中におきまして、公共交通は生活の日に欠かすことのできない基盤であると考えております。総合計画におきましても、便利で快適な町の実現に向け、移動しやすい公共交通の実現を目指すこととしております。

ただそれを具体化するには、町の公共交通網のあり方を示した計画はまだ作成されていないのが現状であります。ただ、昨年度、平成29年度中におきまして公共交通ではありませんけど、スクールバスそれとコミュニティバスの委託等の検討会は、担当課で行っております。ただ1つにまとまらなかったというのが現状であります。

本年、平成30年度中におきまして、この検討委員会を立ち上げまして議論に着手したいと考えております。

○5番（福永 啓君） これはもう、長年の御船の考えなんです。早く、とにかく丸山商店の下が御船のハブということなんです。きちっとそういうところに、まちづくりをするところにきちっとした交通体系というのは必要不可欠だと思いますので、よろしく願いいたします。

96ページからです。地域おこし隊に関する経費がずらっと結構並んでおります。この経費は結局ほぼすべてが特別交付税の対象となるということだったんですが、実際、この

件すべて、国からの特別交付税で対処されたと理解してよろしいのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

すべてが特別交付税で措置されるということではありませんで、この中で、1節、報酬費の謝金、それに、19節の活動費あたりになりますけれど、この中で、役務費の中で保険料とあります。これだけが対象外ということになっております。

○5番（福永 啓君） この保険料が数万円ありましたよね。それ以外はほぼすべて、それは御船町が独自に地域おこし協力隊に保険ぐらひは掛けておいてやろうやということで、上げているという話だったです。それ以外については、実際に特別交付税で交付されたということによろしいんですね。はい。このとき、各地から、これはもう本当に御船町の財産を使わないで、大変人口増にも移住・定住にもいい政策だと思しますので、今後進めていただきたいなと思います。

続いて、3点目をすみません。96ページ、97ページ、御船町元気な地域塾支援金、いろんな形のみんなカットされる中、この元気な地域塾支援金、これを町民の活動に使われる支援金、これが平成29年度は増えています。大変いいことだと思うんですよ。これは必要だと思うんですが、実績についてお答えください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、平成29年度の実績なんですけれど、10校区が手を挙げていらっしゃる。金額につきましては、ここに示されているように266万2,000円と。平成28年度は6校区でしたので、4校区ほど増えているという現状です。

○5番（福永 啓君） このように、地域主体で活動に関する支援ですね、これは今後とも継続していただきたいと思います。

次100ページ、これからが過去にも設置いたしました電子計算費、これがやはり支出済ベースなんですけど、平成22年度、これは5,100万円だったんです。それがずっと5,500万円、6,000万円、7,000万円、8,000万円と、一時ちょっと下がったときがありますが、また平成29年度は9,200万円に上昇いたしています。右肩上がりです。これは、自治体におけるコンピュータシステム、これが重要かつ欠かせないということは、そして、これがあるからある程度人の負担を減らせるというプラスの面があるということは、十分理解しているんですけど、だからといって、やはり年々ずっと上がって行って、来年は1億円になったりするんじゃないかと思うんです。それを、当初から仕方ないからと、こうしていいとい

うふうにはならないと思うんです。そのために電子計算費の抑制、このためにどういう工夫、どういう検討が必要だと思われませんか。どういうことをしていらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君） 確かにおっしゃるとおり電子計算費というのは増え続けております。ただ、平成29年度に限っては、特別会計の繰り出しをしております、1,868万1,000円。ですから、その分は当然昨年からは増えるということになりますので、大きく増えたと見られるかもしれませんが。それとこの電子計算費につきましては、システムそのものについては、法改正を伴って変えなければならないもの、マイナンバー制度が導入されたりですとか、強靱化に伴う情報セキュリティの強化だったりですとか、それから併せて住基台帳のシステムも変えたり、そういった法が要請してくるものについては、これはやむを得ませんので、そのものについては、以前に比べたら当然増えてきていると思っております。

ただ、確かに今後のことについてはなかなかわかりにくい点もありますし、法改正等に伴って住基をいじらなければならないという状況もまた出てくるかもしれません。

それで、今御船町はR K Kを使っておりますけれども、R K Kにシステムをお願いしている団体、そういったところとも協議等を含めて、その情報システムの自治体で共同化するところで、R K Kに入ってもらわないと困るんですけども、そういった経費削減にもつながるかどうかも含めて、そういった協議を今月中にやるかもしれないと思っております。

○5番（福永 啓君） これは今のところ、さっき言った数百万円を除けば、まあ、ここ右肩上がりになっていたものが止まっているようだなという状況ではあるとは思いますが、これは大きいんですよね。だから、それに対する工夫・検討は必要だと思います。

102ページ、103ページ、企業誘致です。ほかに岩田議員からもさっきございました。大型商業施設誘致です、私たちの町は。ただ、この企業誘致費、額としてどんなものだろうかというのは聞きたいと思っております、私は。しかも、その少ないながらも不用額が1割を超えているんです。大型施設誘致そのものの経済波及効果は非常に大きいと思います。しかし、多く私たちが仮に誘致できた後に、その波及によって企業店舗、小さい店舗です、小さい企業です。そういうのを誘致することも、これは欠かせないことなんです。それがあからこそ、それを目当てにして私たちも大型店舗に来てほしいと思っている面もあるわけなんです。

そういうところに、では御船町に来たらこんなところがありますよ、御船町はこんなところですよ、こういう制度がありますよと。例えば県の制度だって何かいいんですよ。それを一緒に、御船町に来ればこんなにいい制度がありますよ。税金はこうこうなりますよと、そういうのをわかるようなパンフレット等、紹介等、そういうのは今現在はありませんか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） 今議員がおっしゃるような企業関連とか誘致関連の制度をまとめたパンフレットというのは、まだ作成しておりません。御指摘のとおり、今後大型商業施設の誘致を中心に、その他の企業や店舗というのを視野に入れるようにはしようと考えておりますので、何らかのパンフレット、もう一目でわかるパンフレット、それと町のホームページです、それをちょっと充実を図っていきたいと考えております。

○5番（福永 啓君） それは、移住・定住も含めて、企業誘致の先進地、やっぱりホームページを見たりすると、ちゃんとわかりやすいのがあるんですよ。こうやって、こうやってますよというのが必ずあります。御船町には移住・定住も、それはまだありません。今、作っていらっしゃる最中でしょうけど。企業誘致にしましても、国から数十万円あるわけですから、そういう資金であるんですね、・・だったら。そういうふうに、現に先進地が幾つもありますので、そういうところを見倣って、できることは、そんなに高くなくてできることはたくさんありますので、進めていただきたいと思います。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（中城峯雄君） 今お二人の議員から、岩田議員から企業誘致をしていますと。私の地元でも町民の皆さんの大きな関心事ですからお尋ねをいたします。

今、企業誘致アドバイザーのアドバイスを受けておりますけれども、企業誘致の時期としては、今のところ両インターということで、都市計画の見直しあたりも今やっていますけれども、ほかにはないでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

今現在御船インターチェンジ、それに小池高山インターチェンジと、今年度中に開通します上野インター、ここまで入れたところで企業誘致アドバイザーに御支援をいただいている。特にその中でも平成30年度は御船インター周辺ということで考えておりました。

○4番（中城峯雄君） 一つ一つ、成果を出していくということになるかと思いますが、ちょうどその福永議

員からもありましたけれども、定住の促進のため。また平行して、住宅地の候補地も進めていく必要があると思いますが、私は高木出身ですので、高木には住宅地として、特に御船インター周辺に大型店舗ができれば、高木は最適な場所だと思っております。そこら辺の見解を、町長、いかがでしょうか。

○町長（藤木正幸君） 企業誘致につきまして、ただ企業が来ればいいというわけではありません。今言われたような形で、企業も来るし、移住・定住も行われていくということになってくると思います。

今いろんな形で民間業者が動いていらっしゃいます。ただ、1つだけ言えるのは、どんなに土地を求めている人がいたとしても、現在御船町において、相続関係がうまくいってない箇所が、本当に多くあります。ぜひとも地域の皆さんの協力を得ながら、こういった売買ができるような土地、そして相続関係が・・・次へ任せるような、そういったことを行いながら、移住・定住、企業関係等アタックしていきたいと思っております。

○4番（中城峯雄君） 相続関係はもちろん、いろんな場面に出てきますけれども、私はそれはもちろん前提として、これは前提条件です。ただその前に、やっぱり町として進めていただきたいことは、移住・定住を促進するために、インフラ整備といいますか、例えば上水道だとか下水道の整備、そこら辺を提供して計画していただかないと、なかなかですね。やっぱりそこら辺をきちんと整備できているということになりますと、開発も進むと思うんですよ。私も何かしなければいかんと思って当たってみました。やっぱりその辺が課題なんです。相続は当たり前なんです。だが、水道はありますか、下水道は何か、高木地区は公共の下水道はありませんけれども。まず下水道がないことには話にならないでしょう。だから、そういったことを勉強して、ぜひとも続けていただきたいという、これはお願いです。

○議長（田端幸治君） ほかに。

○6番（田上 忍君） 97ページです。地域おこし協力隊のところは、いろいろ質問、予算が出ておりますが、この地域おこし協力隊の今やっていることと、その成果についてお答えいただきたいんですが。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

まず、6名の方を地域おこし協力隊雇用しております。1つ目が、田代東部地区に1名、御船町観光協会に2名、それともう1つが、オール御船恐竜の郷復興プロジェクトで

3名です。その雇用計画は、最近の採用で、一人一人となりますか。

○6番（田上 忍君） いや、もうその3団体で。

○企画財政課長（坂本幸喜君） はい、わかりました。

まず、田代東部地区の方を1名ここに雇用しております。これは平成29年度の5月1日から入られております。というのは、まず活動ミッションとしましては、基幹産業の農業をメインとした農産物及び加工品の販売拡大と仕組みづくり地域づくりです。これを活動ミッションということで、29年度の成果です。活動状況としましては、加工品づくりのための作物の栽培と、加工品に若干取り組んでもらっております。

次に、御船町観光協会が2名雇用しております。1人は平成29年5月1日から、もう1人の方が29年11月1日からとなっております。町の活動ミッションといたしましては、子ども連れをターゲットにしたまちづくりということで考えています。その中で、吉無田高原緑の村のアウトドアの体験メニューの開発と、もう1つは御船町の観光PRの活動というのをミッションに掲げています。

平成29年度の2人の活動の状況といたしましては、緑の村のキャンプ場と企画です。それと化石発掘体験やキャンプ場、博物館のイベントの情報の周知、もう1つがふねまるの関連のグッズの販売という形になっております。

今度はもう1つ、オールみふね恐竜の郷復興プロジェクトについて、単年の課題について申し上げます。まず、活動ミッションにつきましては、イベントのコーディネーターを1名、特産品ブランドコーディネーター部分に1名、それともう1つは、雇用のマッチングの震災の記憶の継承部門に1名と、この3名をそれぞれ雇っております。活動ミッションといたしましては、イベントの企画と運営を伴いまして、本来スポークスマンとしての活動というのが1つです。

それと恐竜をキーワードとしたお土産品や飲食店のメニューづくり、商品の開発、販売の拡大と仕組みづくりです。もう1つは、企業のインターンシップの受入体制づくり、震災の記憶を引き継ぐための情報の収集です。映像や写真のパネルの作成ということで、この人たちの3名の方の平成29年度の活動状況としましては、まずはグループ企業内の訪問ということで、復興祭のイベント・企画・運営、それに水前寺菜のふりかけの開発、ふるさと納税の研究という形です。そのほかに、震災の記憶の継承のための取材、それにホームページの企画の制作という形になっております。

○6番(田上 忍君) あと、御船の特産品いさぎのPRと、販路拡大もあるのかと思いますが。それは今どういうことで。

○商工観光課長(作田豊明君) 先ほど中城議員からも御質問ありましたように、いさぎ関係です。物産のいさぎ関係の商品の販路拡大と商品の、先ほど言ったコラボ商品あたりの開発あたりも、観光協会の中で、地域おこし協力隊が1名、それとグループ補助の中でも、1人の方が、そういった物産の販売促進、それとPR隊として今動いてもらっております。

○6番(田上 忍君) 僕も今、2人の活動から話を聞いた内容で言いますと、今観光協会に2人、それからオール御船に3人ですが、大体やっていることは似たようなことをやっているんですね。観光協会がやっているようなことをオール御船でやっているようなことと認識をしたところです。

さっき聞きたいさぎのPRと販路開発というのは具体的にはどんなことですか。

○商工観光課長(作田豊明君) 販路拡大につきましては、地域おこし協力隊はもとより、商工会も必死になって取り組みをやってもらっているんですけども、基本的には、今言った返礼品のコラボ商品を今作ってもらっているところと、それを今後、お歳暮にも利用できればしていこうで開発してもらっています。

○6番(田上 忍君) 今聞いたのは、地域おこし協力隊という中で、地域おこし協力隊の方がこのPRと販路拡大というのは、どういうことをやっているのかなというところで聞きたいんです。

○商工観光課長(作田豊明君) 一応、地域おこし協力隊は、観光物産品のPR隊としても、今年は瀬戸市に今行っているんです。動いております。

それと化石発掘体験、今若干やってますけど、それにも今結構実績を伸ばして、事業化として観光協会に移行していますので、そういった活動を行ってもらっています。

○6番(田上 忍君) それによると、まず地域おこし協力隊が先発でやって、それをどんどん観光協会に移管していくとか、そういう形でこの地域おこし協力隊の方は動いていると思っていいですか。

○商工観光課長(作田豊明君) 今、田上議員がおっしゃいましたように、この地域おこし協力隊のメンバーの皆さん方はいろいろ目的を持って専門的に今動いてもらっておりますので、助かっている状況です。

観光協会としても、その人材を3年後にどうするのかは、またその3名の方に今後御

船町に定住してもらって、そういった開発をするのか、企業を興すのか、地域に住んでいただくのか、考えてもらっていきたいと思っております。

○6番（田上 忍君） では続いて、あと同じページに、集落点検事業というのが出ていますが、事前これでどういうことをやられるかを教えてください。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

集落点検業務委託料ということなんですけれど、まず、震災復興計画のアンケートを分析しました。その中で、水越の田畑区、そして南田代の4区を調査しております。その内容としましては、区の課題とか現状、これを分析しまして、話し合いをしまして、何が必要かなどの集落の構造計画を作成しました。その中で、15のプロジェクトを掲げております。それを基に平成30年度、この地区に対してどれが一番いいのか、その課題を解決するためにはどういう事業をやったらいいのか。そういうのを今後平成30年度はやっていきたいと考えています。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（沖 徹信君） 8の企業誘致ということで、認可は3カ所だったですね。一番最初の企業誘致というのは、コミュニティの反対側のあそこは昆沙門ですかね。そこがあったと思うんですね。そこが住民説明会をやって、住民の方に、こういうことをしますということの説明されて、今は企業誘致の候補地というか、それではないということになっているんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

木倉の昆沙門、企業誘致の地区の説明会も行いました。ただ、あそこは小池高山インターから続きということで、小池高山関係で、あのあたりまでその周辺という考えで適地ということで考えております。

○11番（沖 徹信君） ということは、小池高山インター周辺の一部として昆沙門は入っているということですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

小池高山インターチェンジの周辺だけではなくて、それから引き続き交通便がいいところ、そのあたりまで小池高山は利用できますので、そのあたりも周辺という考えで、そこに企業誘致の関連、適地ということで考えております。

○11番（沖 徹信君） それでは、最初に企業誘致説明をされましたよね。そのときの経緯と

というのは今はどうなっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

福岡のほうの会社がそちらに本社を移転したいということで、また私たちも受けました。それに伴いまして、まずその土地が買収ができるのか、ここにそういうのが必要なのかということで、まずそこに住民説明会をしました。その後、その会社が本社を別のところに移したというところで、その本社の移転がまずなくなったと。ただ、今本社はなくなりましたが、関連の運送業務、このあたりに対しまして今アドバイザーを入れておりますので、アドバイザーの方にまた違う業者とか大きな会社といった人と話がありますけれど、そのあたりでまたできないかということで今検討しているところです。

○11番（沖 徹信君） ということは、消えたということではないわけですね。やはりもう一番最初に、そこら辺の説明があつてから、もう2年ぐらい経つのではないですかね。2年弱ぐらいになるでしょう。1年ぐらいですか。小坂の説明よりも大分早かったんです。

それから、そこまでしているのに、次のこういうふうにといい、そういうことはもうなさらないわけですかね。住民の方は地権者ですよ。地権者の方は、そういうことがするということで説明会を受けて、いろんな期待をしていた人もおるし、いろんな思いがあったと思いますけど。そこはもうしないということは、何らかの住民説明会はしたがいいと思いますけれども、それはされないわけですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君） お答えします。

昨年の11月に地権者説明会を行いました。その後、さっき言いましたようになかなか進展に至らなかったということで、今先ほど言いましたように、現在企業誘致アドバイザーで、新たな誘致を考えています。その調整が整え次第、具体的な説明、報告をしていきたいと考えております。

○議長（田端幸治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 質疑がないということでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田端幸治君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時18分 延 会